

令和2年4月28日（火曜日）

南三陸町議会全員協議会会議録

南三陸町議会全員協議会会議録

令和2年4月28日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

総務課長	高橋一清君
企画課長	及川明君
町民税務課長	阿部明広君
保健福祉課長	菅原義明君
農林水産課長	千葉啓君
商工観光課長	佐藤宏明君
南三陸病院事務部事務長	佐藤和則君

教育委員会部局

教育長	齊藤明君
教育総務課長	阿部俊光君

事務局職員出席者

事務局長	男澤知樹
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	小野寛和

期日 令和2年4月28日(火)

場所 南三陸町役場議場

次第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 事件 新型コロナウイルス感染症に関する町の対策について
- 4 その他
- 5 閉会

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） それでは、ただいまより南三陸町議会全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、全国的に感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症に関する町の対策等について、現状と今後の見通しなどを確認するため開催するものであります。

町民は非常に不安と恐怖におびえております。皆さん方の活発な御発言を期待をいたします。

本日の会議の進め方ですが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う本町への影響及びその対策状況並びに今後の対策等について当局から説明をいただき、その後、各議員からの質疑を受けたいと思います。このように進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

早速、会議に入りたいと思います。

それでは、新型コロナウイルス感染症に関する町の対策についてを議題といたします。

当局からは、町長、副町長、教育長、総務課長、企画課長、町民税務課長、保健福祉課長、農林水産課長、商工観光課長、病院事務長、教育総務課長が出席しております。

それでは、早速説明を求めます。

まず初めに、町長からの説明をいたします。町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、皆さんおはようございます。

本日の協議事件となっております新型コロナウイルス感染症に関しましては、これまで町として対策本部を立ち上げるなどし、感染予防の周知徹底等、必要な対応を図っているところであります。報道でも御承知のとおり、国において緊急経済対策も決定され、今後、特別定額給付金や子育て世帯への臨時特例給付金の給付等を可及的速やかに進めていくこととされております。

本日の全員協議会には特別職のほか関係課長も出席をしておりますので、必要な事項について説明等をさせますのでよろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、まず私から全般的なことも含めまして御説明をさせていただきます。

資料の1ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、1番目といたしまして、これまでの国の動きをダイジェストにまとめております。御覧のとおり、1月30日に安倍首相を本部長といたします新型コロナウイルス感染症対策本部

が設置されて以来、目まぐるしい対策が取られておりますことは議員皆様御承知のとおりでございます。特に、3月から4月にかけては法改正や緊急事態宣言、そして補正予算編成等かつてない異例の対応を取っているというものでございます。

次に、県の対応でございますけれども、さきの議会でも御説明いたしましたとおり、感染症につきましては都道府県がその対策を担うものと法により規定されております。宮城県におきましても御覧のとおり相談窓口、帰国者・接触者センターの開設や対策本部の設置、PCR検査の実施等様々な対策を取ってまいっております。特に、4月16日には特別措置法に基づく緊急事態宣言が本県にも及んでおり、4月22日に特別措置法に基づく緊急事態措置として県内約2万9,000事業所に及ぶ休業等の要請、こちらの要請については4月25日から5月6日までとなっておりますけれども、こういったものを実施しておるというところでございます。

次に、町としての対応でございます。こちらにつきましては、資料によりまして少し詳しく申し上げたいと思います。

まず、2月3日、南三陸町新型コロナウイルス対策幹事会を設置いたしました。続けて、2月25日には新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げをする形で設置いたしております。そして、4月7日からは特別措置法第34条第1項に基づく対策本部ということで、法律に定められた対策本部に切り替えております。現在まで通算7回対策本部会議を開催しております。直近の開催では、4月20日というものでございます。

続いて、そのほかのことといたしましては感染症拡大のため各種イベント、会議等の中止・延期・規模の縮小等を実施しております。住民に対しましては、感染予防のための啓発活動といたしましてパンフレットの配付、事業所への注意喚起のための文書送付、それから防災行政無線によります不要不急の外出自粛の呼びかけなどを実施しております。

3月2日からですけれども、町立学校の臨時休校、1回目といいますか初回のものでございます。こちらは、3月2日から3月24日までということになります。この後、春休みを経まして4月8日には町立学校の臨時休校をもう一度決定いたしました。1回目、4月14日までということにいたしましたけれども、その後、5月6日まで期間を延長しております。これに併せるような形になりますけれども、社会教育施設等についても休館、あるいは利用時間の短縮等の措置を実施してきました。それから、保育施設等については、これは閉めてはおりませんが、登所前の児童の検温を徹底させていただいておりますし、併せて町職員の登庁前の検温も実施いたしております。それから、新型コロナウイルスの町内での罹患者発生に対

応した業務計画及び庁舎内発生に対応した業務継続計画の策定というのも庁舎内で行っております。

ここで、先ほど申し上げました通算7回開催しております町の対策本部会議の状況について詳しく御説明申し上げます。

まず、第1回目では対策本部の立ち上げと情報共有を図ったところをごさいますて、以下、各回では情報共有はもとより第2回目では町立学校の休校、先ほど申し上げましたけれども、休校を決定いたしております。それから、同じく第2回目で町立保育所、こども園、学童保育については通常どおり実施するというを決めております。それから、窓口対応職員についてはマスクを着用すること、各種会議、催事等の延期・中止・規模縮小をここで決定しております。第3回では、今申し上げました会議あるいは催事の中止、こういったもののどの程度のものをどういうふうにするかというふうなところの目安を決定いたしました。町立学校の卒業式の取扱い、出席者の制限等ですけれども、これも決めております。また、東日本大震災南三陸町追悼式の開催方法の変更ということで、献花のみということを決めてごさいます。また、図書館等公立施設の利用停止ということが第3回で決められております。第4回目につきましては、町内の感染予防体制に係る柔軟運用ということです。それから、あと町内の学校の再開に向けたスケジュール等についてもここで協議をしてごさいます。第5回目、各種会議、催事等の延期・中止・規模縮小に係る判断目安の一部変更ということで、第3回目のときに決めたものについては、イベントの規模を200名ということにしておりました。200名を超えるようなイベントについては自粛あるいは中止、これを考えましょうということにしておりましたけれども、第5回目でこれを50人ということで規模を、人数を小さくしております。それから、病院の入院患者の面会の全面禁止ということが報告されておりますし、先ほど申し上げました職員の登庁前検温の実施というのもこれ5回目で決定しております。

それから、法定となりましたけれども第1回目の法定による対策本部においては、緊急事態宣言発令後の対応というものについて協議をしておりますし、それから、業務継続計画の作成の指示ということで、万が一、庁舎内で発生したときの行政業務どのように継続していくかということのをそれぞれ各課でしっかり組み立てろというふうな指示を出されたということです。第2回、これが4月20日になりますけれども、町立学校の休校、これが4月8日から5月6日までということになったということと、それから、失礼しました。これ第1回目でした、申し訳ございません。第2回目では、神割崎キャンプ場の営業自粛。それから、庁舎

の窓口カウンターへのアクリル板設置。皆様お気づきになったと思いますけれども、こういったものが。あとそれと、布製マスクの普及ということで、現在、不織布のマスクの流通が非常に悪いということで布製マスクを一定の条件のもとで普及をしてみようということをお申し合わせております。あと、職員に発熱があった場合の休暇の取り扱いというものについてもお示しをしておるというふうなところでございます。

次に、患者等発生状況について御説明いたします。

資料御覧のとおり、4月23日現在ではございますけれども、国内では約20万人の方がPCR検査を受けられまして、感染が1万2,631人。このうち300人の方がお亡くなりになる一方、3,053人の方が回復されて退院されております。県内ということでは、1,491人の方がPCR検査を受けられまして感染は84人。このうち33人の方が回復され退院されております。お亡くなりになられた方はございません。直近では、今84人と申し上げましたけれども、2人増えて86人というふうになっているようでございます。なお、参考といたしまして、県内の状況のうち仙台市の状況を内書きとして記載させていただきました。御覧のとおりクラスターが発生したというふうなこともありまして、県内事例の4分の3が仙台市ということになっているということがお分かりいただけるかと思っております。

それから、先ほどPCR検査の件数に、数値について御説明いたしましたけれども、県内では御覧のとおり検査機関が3カ所ございまして、目下のところ日当たり約160検体ほどの稼働であるというふう聞いてございます。

以上、ここまでが全体的な説明でございます。続けて、保健福祉分野の取組について御説明いたします。

資料にございますとおり、これまでの取組といたしましては、全世帯及び町内の事業所に対して感染予防に係るチラシを配付してございます。また、不要不急の外出を自粛する旨の呼びかけといたしまして、ホームページあるいは防災行政無線による呼びかけを行っております。また、これは全般的なことになりますけれども、催事、会議等の延期・中止・規模縮小または書面で可能なものについては書面でということでの実施をしております。それと、保育所につきましては登所前検温の徹底、それから学校の休業等に対応した学童の柔軟な運用、それと福祉施設等については注意喚起の呼びかけを行っておりまして、各施設においては面会の全面禁止、それから訪問・通所事業については衛生管理のさらなる徹底ということをしてございます。それから、あと事業所内の衛生管理の徹底ということで、職員のマスク着用とそれからカウンター等の除菌というのに意を用いているということです。

今後の対応ということになりますけれども、これまでの取組をさらに徹底し継続するということ、そして町内でのPCR検査陽性事案等の場面に合わせた対応の強化ということで、検診、予防接種等の延期、それから各種催物の中止、保育所については登所自粛の呼びかけと集約保育の実施ということを考えてございます。それから、事業所内での感染に備えました業務継続計画の策定も行っております。それと、町内でのPCR検査陽性事案の発生への対応ということで、いわゆる町内で患者が出たというふうなことの場合ですけれども、検査陽性者、それから濃厚接触者及びこういった方の家族に対しまして防疫用品ということで不織布マスク、それからアルコール消毒液の支給を行ってまいりたいということで用意してございます。最後、あと保健所等との連携強化ということで、一番鍵を握りますのは保健所になりますので、ここと極めて強く連携してまいりたいというふうに思っております。こういったことをしっかり行うことによりまして、感染拡大防止そして有事の対応を考えているということでございます。

なお、感染症拡大防止とは別に、政府による緊急経済対策の1つといたしまして資料5ページにございます、子育て世帯への臨時特別給付金の支給がございます。これにつきましては、児童手当の本則給付の対象児童について1人当たり1万円を給付するというものでございまして、こちらもできるだけ速やかに実施してまいりたいということにしております。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 続きまして、6ページになります。

特別定額給付金事業の概要について御説明したいと思います。

本事業につきましては、国におきまして閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の1つとして、家計への支援という目的で実施されるものでございます。国の補正予算につきましては、現在、国会で審議中でございまして、4月の30日成立を目指すというふうにされております。

次に、当町の関係でございますが、まず事業費規模でございますが、ここに記載の数値につきましては4月1日現在の住民基本台帳の数値を基に作成しておりますが、基準日となります4月の27日、昨日時点が基準日になりますが、住基人口が1万2,531人ということで、給付事業費が12億5,300万円程度というふうになります。事務費につきましては、国から示された目安という形で現時点といたしまして、約1,700万円を見込むものでございます。合計しますと、12億7,000万円の事業費規模というふうになっております。

3つ目でございますが、事業主体につきましては、町でございます先ほどの事業費、事務費につきましては全て国からの補助金となります。

4の給付対象者でございますが、令和2年4月27日の基準日におきまして住民基本台帳に記録されている者とされてございまして、受給権者はその者の属する世帯主となっております。

給付額につきましては、御承知のとおり給付対象者1人につき10万円ということでございます。

6の給付金の申請及び給付の方法でございますが、感染拡大防止の観点から記載のとおり郵送申請、オンライン申請の2つの申請方式を基本として申請者本人名義の口座に振り込むことを原則として実施いたします。郵送申請の場合は、郵送された申請書に振込口座等を記入し、口座の確認書類、いわゆる通帳の写しや申請者本人の確認書類を同封の上、町に返送するというふうなスタイルになります。オンライン申請につきましては、マイナンバーカードを取得している方のみ利用できるものとなりますが、システムの窓口となる国が運用しておりますマイナポータルから電子申請で全て完結できる仕組みで、現在国においてシステム等の改修を進めている状況でございます。

最後に、7の受付及び給付開始日でございますが、システム構築など様々な不確定要素がある中で明確な期日については示すことはできませんが、現時点の事務スケジュールの予定といたしまして、郵送申請方式につきましては5月中旬の受付開始、下旬の給付開始を見込んで進めております。なお、申請期限につきましては、郵送申請方式の申請受付開始日から3カ月以内というふうになっております。オンライン申請につきましては、国のシステムが改修でき次第、基盤は整っておりますので微調整の改修は若干ございますが、郵送よりは若干早くなる可能性は十分あるのかなというふうに思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、町民税務課関係7ページでございます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等についてということで、大きく分けまして総務省関係とそれから厚労省関係と2つでございます。

まず、税制上の措置ということで総務省関係になります。こちらは大きく6点でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が昨日国会に提出されました。今後はこれらの対応をするために地方税条例等の一部改正が必要になってきます。

それでは、1つずつ見てまいりたいと思います。

①の徴収猶予制度の特例ということで、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして令和2年2月以降の収入が大幅に、大幅というような幅がおおむね20%以上減少し、一時に納付納入が困難な場合において無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予、期間は令和2年2月1日から令和3年1月31日までに期限が到来する地方税に適用できる特例を設けるというものでございます。なお、この特例創設に伴いまして一時的な減収に対応するため地方税の特例措置が創設される予定でございます。

②は中小企業者等が所有する償却資産及び家屋に係る固定資産税の軽減措置でございます。厳しい経営環境に直面している中小企業者等に対しまして、令和3年度課税の1年分に限り償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を軽減するものでございます。この対象になります減免率でございますが、令和2年2月から10月までの任意の3カ月間の売上高が前年の同期と比べまして30%から50%未満で減少しているものについては2分の1、50%以上減少しているものについては全額を減免するものでございます。これは令和3年1月31日までに認定経営革新等支援機関、この辺ですと商工会になるんですけども、こちらの認定を受けた方が申告する必要がございます。

③の生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充ということで、こちらは我が町特例関係でございます。生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつ新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象を拡充いたしまして適用期限を2年間延長するというものでございます。こちら②、③の措置に伴う減収につきましては、新たに創設されます新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金によりまして全額が補填される予定となっております。

④の自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長ということで、こちらは自動車税と軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用につきまして期限を6カ月延長いたしまして、令和3年3月31日まで取得したものを対象とするものでございます。この措置に伴う減収につきましては、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金によりまして全額が補填される予定でございます。

⑤イベント等を中止した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応ということで、所得税において寄附金控除の対象となるものうち、指定寄附金等で条例で定めるものについて個人住民税の全額控除を対象とするというものでございます。

⑥の住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税の対応ということで、こちらは新

型コロナウイルス感染症の影響で入居期限を満たせない場合であっても、代わりの要件を満たすことで期限内入居と同様の軽減措置を適用するというものでございます。こちらは関連して、耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件についても弾力化されるというものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響で一定程度収入が下がった方々に対しまして、国民健康保険税の減免や、今回の資料にないんですけれども、国民年金の保険料の免除等を行います。⑦の国民健康保険税の軽減措置ということで、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税について、所得の軽減に応じた割合で減免するものでございます。この措置によりまして、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限がある保険料の減免を行った場合については、その減額が補填される予定でございます。

最後に、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾ということで、3月の全員協議会の際にも御説明いたしましたが、医療保険制度における傷病手当金の支給でございます。

⑧の傷病手当の支給につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し療養のため労務に服することができない場合に傷病手当金を支給するものですが、この傷病手当金につきましては広域連合においても実施することとして、既に広域連合の条例改正を行っております。本町においても関連する条例の改正が必要になることとなります。

以上、簡単でございますけれども町民税務課関係の御説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） おはようございます。農林水産課から説明をさせていただきます。

資料の8ページからを御覧いただきます。A3の資料になってございます。すみません、少し見づらいかもしれませんがよろしくお願いたします。

まず、農林水産課1番の子牛市場の価格推移のほうを見ていただきたいと思います。左端から平成28年4月を起点として折れ線グラフで掲載をしております。青の実線が町内の子牛の価格で、赤の点線が市場全体の平均額ということで御覧いただきたいと思います。御覧のように、平成29年4月には90万を超えていた金額が、直近の今月、令和2年4月には青の実線見ていただきますと58万5,000円というふうになっているというところでございます。その下の表を見ていただければお分かりになると思いますけれども、この表は令和元年の10月か

らの表でございますけれども、令和2年4月に関しましては販売頭数15頭、販売総計が873万8,500円。平均額が1頭当たり58万5,567円というふうになっているところでございます。

2番目が、肉牛の枝肉価格比較表でございます。これ東京市場の単価でございます。A5からA2までの単価につきまして、1年前の平成31年4月24日を基準日といたしまして、今年度の4月24日現在の単価を比較したものでございます。御覧のとおり、いずれの格付の単価におきましても800円近く下落をしているというふうな状況でございます。平均金額も昨年、1年前は100万を超えておりましたけれども、現状では平均金額が85万5,496円というふうになっているところでございます。

3番目が、乳牛の乳代金と加工率の推移でございます。この牛乳の件は1カ月遅れて公表されますので、ちょっと1カ月遅れの金額になってしまうんですけども、昨年度と、2018年度と2019年度を比較したものでございます。直近は3月になってしまいますけれども、右端の乳代金が上がっております。ただ、ちょっと加工率を見ていただきたいんですけども、昨年15.86%の加工率がコロナウイルス感染症の影響によりまして18.71%に加工率が上がっております。要は、牛乳自体は余り売れないので、それを加工に、バターとかチーズに回しているというのがこの加工率の変化で、結局、1カ月遅れということですので恐らく4月の現状によりますと、これは20%を超えるのかなというふうに考えております。

続きまして、9ページお開き願います。

9ページからは水産業の状況でございます。新型コロナウイルスとは直接は関係ございませんが、市場全体の水揚げ状況をまず記載させていただきました。平成21年から昨年令和元年までの水揚げ状況でございます。全体として数量が平成21年が7,070トン、令和元年直近が4,134トンというふうに減少をしております。その魚種別の水揚げ数量と、その下、魚種別の水揚げ金額それぞれ記載しております。後で御覧いただければと思います。

一番下の銀ザケの水揚げ状況について説明をさせていただきます。銀ザケ水揚げ状況につきましても、昨年度の1月から4月まで、今年度の1月から4月までの水揚げ状況を記載しております。魚種も、養殖銀ザケの単価を見ていただきたいんですけども、昨年は608.91円。これが今年の4月直近ですね、単価が530.91というふうになっております。

次の10ページをお開き願います。

10ページに関しましては、漁協の共販の部分でございます。戸倉が中心になっております漁協の共販の銀ザケにつきましても、平均単価が昨年度690.5円が4月20日現在で612.8円とい

うふうに下がっているというところでございます。銀ザケの価格下落の原因につきましては、市場全体でチリ産の銀ザケが豊漁であるというふうなところで、当初からチリ産の銀ザケが入ってくるというふうな状況がわかっているというふうなこともございましたし、当初、東京オリンピック関係で外食の部分が消費あるというふうなことで在庫も抱えていたし、期待感もあったという中で今回の新型コロナウイルスというふうなことの中で、外食を中心に全く売れなくなったというふうなところで、ただ、スーパーの小売自体は非常に伸びているというところでございます。単価の下落はそういった要因があったというふうなところでございます。

生ワカメ、塩蔵ワカメにつきましても、御覧のとおり平均単価として1年前よりも大分下がっております。生ワカメが昨年の4月が132.4円に対しまして、今年は88.4円。塩蔵ワカメに関しましても、昨年の4月が1,234.9円が717.6円というふうになっております。メカブに関しましても、今年もメカブ豊漁だったんですけれども、非常に品質もいいんですが昨年の4月479.6円、今年4月20日現在410.3円というふうな状況でございます。ワカメに関しましては、昨年平成31年がよ過ぎたというふうなところもございます。令和2年今年度につきましては、通常価格という言い方おかしいですけれども、例年の金額に戻っているというふうなところがございます。ただ、全体として量が取れているというふうなところも平均単価下落の要因があるのかなというふうに見ております。

下段が新型コロナウイルス感染症に関する緊急アンケートということで、商工観光課及び商工会を中心にアンケートを取っております。その水産加工業者だけを抽出したものでございます。

1番、経営の影響というふうなことで、やはり全19社に影響が生じている、影響が懸念されるというふうな状況のアンケート結果となっております。休業している業者もでございます。あと5番の相談状況でございますけれども、相談している、また今後利用したいという業者が19社中合わせて11社に上るというふうなところがございます。下にありますように、町の対策はというふうな部分に関しましては、現在国会審議中の農林水産省関係の補正予算5,448億円というふうな莫大な金額、補正予算計上予定をしております。したがって、町独自の支援に関しましては現在検討中でございます。国の動向を見て、交通整理をして農協、漁協と協議して今後決定したいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 続きまして、11ページになります。商工観光課の状況について御説明をさせていただきます。

まず、商工分野と観光分野がございますので、商工分野のほうから御説明をさせていただきます。

当課としましては、3月に入りましてコロナウイルスの感染拡大に向けた案内の窓口等を商工会と連携をいたしまして開設をいたしているところでございます。その後、状況の推移を見ながら3月の24日から25日、町内の金融機関等々の相談状況も把握をしているという状況で、以後、その状況を経過とともに把握している状況でございます。

資料中段、状況報告ということで4月20日時点になりますが、現在、町内60社の皆様から御相談を頂戴しているというような状況でございます。相談内容は、いずれも融資、それから雇用への助成金等々が中心となってございまして、この2つで6割を超える相談内容というふうになってございます。

また、状況をもう少し詳しく把握するために4月の9日から16日までの間で町内事業者向けの状況調査を実施して緊急アンケートという形で実施をさせていただいております。

その状況が別冊としてお配りしております資料のほうを御覧いただきたいと思っております。

新型コロナウイルスの影響に関する緊急アンケート調査集計結果報告ということで、上段に商工観光課（1）というふうに書いてある資料でございます。地域経済の現在の特に資金繰り等の悪化が懸念されましたことから、緊急的に町内の事業所に対してアンケート調査を実施させていただきました。調査時点で把握できました町内519事業者に対してアンケートをお送りいたしまして御回答を頂戴しております。回答は218社から頂きまして4割を超える回答ということになってございます。

その結果でございますが、設問の1は事業所の名称等をお聞きしているという内容でございます。設問の2で現在の経営への影響状況を伺っております。その中で、影響が生じているが98、次のぼつになりますが、影響が懸念されるが88ということで、ほぼ影響が出ている、今後影響が出るだろうというような回答を得ているという状況でございます。次のページに行くと設問の3、4はないんですが、この状況によって影響が生じているという皆さんについては、設問3でどのぐらいの影響が出ているかということをお聞きしてまして、その内容が内訳として記載してございます前年同月比との内容ということで、御回答いただいた中の20%以上の影響が出ているということが既に66社あったというような内容でございます。その他、今後影響が懸念されるというふうなお答えをいただいた皆さんには設問4と

ということでお答えをいただきまして、次のページ2ページの上段にあります影響の内容ということで記載をさせていただいたような回答をいただいているというような状況でございます。

また、設問5で休業中または休業予定ということでお伺いをしてございまして、調査時点ではまだ予定がわからないということで92社ということがありました、4月の16日までの回答ということでございましたので、4月の16日に緊急事態宣言が全国に拡大されたということでございますので、当然に休業をされた事業者さんのほうが増えているということでございますし、また、この資料には今回入ってないんですが、報道等でありますとおり宮城県が現在独自に休業を、あとは営業時間の短縮を求めたところに協力金を出すということもございますので、ここは確実に増えているんだろうなというふうに感じてございます。

それから、設問の6といたしまして、現在必要とする情報は何かという質問に対しまして、おおむね先ほどもありましたが、金融制度と雇用に関する給付の内容ということがほぼということでございました。

次のページ、3ページに入りまして、引き続き相談の内容等々についてお聞きしています。実はこのアンケート調査を実施する目的というのは、現状を把握するということと、どこに相談したらいいかわからないという多分御意見が多いということもありましたので、こちらから情報をお送りすることによって問い合わせをしやすいというようなきっかけづくりもしたいというところがございましてアンケートを実施させていただいているというところでございます。

全体としてまとめますと下に書いてございますが、やはり影響というのはかなり大きなものが出てきているんだろうというふうに思っています。特に今、農林水産課長からも若干御説明がありましたが、消費の行動がどうしても制限されているということになりますので、出口対策としてどうしても消費が落ち込んでいくということになります。現在はサービス業を中心に、本当の最終的な末端のところというところにあります、今後はそこに製品を供給している製造の現場であったり、あとは生産の現場のところにも影響が及んでいくんだろうなというふうに思っていますので、ますます注視していかなければならないというふうに思います。

当課といたしましては、このような皆様の不安を解消するために適切な時期に適切な資金等々の融資を含めた事務手続きができるように、随時窓口を開設してございますので御心配があるという皆さんについては、御遠慮なく町または商工会等へ御相談をいただければなとい

うふうに考えているところでございます。

続きまして、先ほどのページのほうに戻ってもらいまして、12ページになります。

今度は観光ということで、交流人口のほうの内容になります。御存じのとおり、今感染の拡大を、蔓延を防止するという観点で全国的に外出自粛ということがありまして、当町においても3月中から既にその呼びかけを行っているということでございます。併せて、受皿となります町で開催されておりますイベント等々の受入れも中止をさせていただいているということでございまして、直近で発表させていただいたものが4月20日に志津川湾夏まつりと歌津夏まつりの中止ということで、当面町内で開催されるイベント等はないということでございますし、また、3月中は通常の休業期であった神割崎キャンプ場が4月からオープンをしたんですが、これもこの状況を受けまして4月の13日から5月の6日までは営業自粛ということで実質休業状態に入っているというような状況でございます。

なお、今後のイベント等々ということになりますが、直近で海水浴場のオープン等々ということが予定されるんですが、これはこの後また状況を見ながらということで調整をしていきたいというふうに思っております。

それから、また、あとイベント等々は記載のとおりのもので中止になっているということでございます。

13ページにお移りください。

今現在、どのような影響が出ているのかということをお課から委託をしています観光協会が請け負った事業について、ちょっと掲載をさせていただきました。集計時点において、予約があつてキャンセル等の状況にあつたものに対して3月1日から7月の末までの間であつたものについて取りまとめた状況が記載のとおりということでございまして、影響額として3,000万円程度。ただ、これはその時点で確認ができていたということでございますので、当然この影響がなければ新たな予約が入っていたということも考えれば相当数ということで、例年であれば2倍程度の影響が見られるんだらうなということでございますし、これは観光協会を通したということになりますので、当然それぞれ各事業所さんでの影響額というのはこれに含まれない分もありますので、町内への影響額はもっと大きなものになっているんだらうというふうに認識をしているというところでございます。

あと、その後、町内事業者への観光協会を通じたいろいろな状況というのはそこに記載をしておりますが、昨今、飲食店を中心に店舗営業がなかなか難しいということで、テークアウトの情報がいろいろなところで報じられているということで、南三陸町内のそういった状

況を商工会と観光協会が連携いたしましてチラシを作成して、現在もうホームページ等々ではお知らせをしているんですが、5月1日の広報と配布の際に併せて町内の皆様にお知らせするというので、毎戸に配布をしたいというふうに考えてございます。

あと、説明を省かせていただきましたが、別冊の資料の5ページ以降に融資制度等々の現状での把握している内容についてまとめたものをお手元に資料として配付させていただきましたので、御参考になさっていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） それでは、学校関係報告いたします。

1番の学校の休校でございますが、記載のとおりでございます。冒頭、保健福祉課長から総括的な説明がございましたので、かいつまんでお話をさせていただきますが、現在、3回目の休校延長というところでございます。発端につきましては、1度目が政府が全国の学校を一斉休校というところがございます。その後、気仙沼市で感染者の確認がございました。さらに国の緊急事態宣言が全都道府県に拡大されたということを受け、宮城県の協力要請に応じたというところでございます。この間、南三陸町では卒業式、それから始業式、入学式につきましては、何とか予定どおり実施できたというところは幸いであります。また、先週1週間を町独自の登校日に設定をしたところなんですけれども、県の学校施設の利用停止を含めた要請もございまして検討した結果、それも中止といたしました。

教員の在宅勤務でございますけれども、4月17日に県教委から通知を受けまして、教委として在宅勤務の実施要領をつくり、4月の22日から在宅勤務に入っております。現時点では、5月7日から学校を再開する予定で準備を進めているところでございます。

(2)の学校休校の期間における学校の対応でございますが、夫婦共働きなどでなかなか子供を預かるのが大変だという世帯もございますので、各学校で受入態勢を整えました。その結果、1名のお子さんが数日間だけ学校を利用したと。しかも午前中だけでございました。

3の学校給食については、記載のとおりでございます。

(4)の保護者の対応でございますが、今回のコロナの関連業務では最も留意をしたところでございます。小さな情報でもできるだけ早めにお伝えするよう努めてまいりました。

(5)の今後の方向性でございますが、なかなか出口が見えない中、明確なお示しをすることは難しいのですが、まずは健康を最優先としつつも休校の穴を埋める方策について学校と連携をしながら、また、役場の関係課と協議をしながら鋭意その準備を進めております。

2つ目の社会教育施設関係でございますが、記載のとおりでございます。前述のとおり知事のほうから学校施設の利用停止の要請を踏まえた措置をとるところでございます。学校開放やそれから社会教育施設の閉館措置を講じているところでございます。利用する団体や町民の皆様には多分に現下の情勢を御理解をいただいております、特に要望などはございません。今後も状況変化に応じた対策をしまいたいというふうに思っております。

資料に記述はございませんけれども、社会教育事業について今年の夏頃までに計画をしていた主要な行事につきましては、現在ほぼ中止または延期と決定をしております。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 終わりましたか、みんな。

暫時休憩します。

午前10時51分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

執行部からの説明が終わりました。

これから、それぞれの議員の方々からの質問を受け付けますが、最初に私のほうから大まかな質問をさせていただいて、その後、皆さんからの質問に変えたいと思います。

今回のこのコロナによる影響、特に収入面であります。町内におきましても多くの方が減収あるいは無収入というふうな状況に今立たされておる状況であります。全く関係のない業種といいますか職業は、我々議員、町長、副町長、それから教育長、それから公務員、この方々は一切収入が減少するわけではありません。そういった中で質問に入らせていただきます。

まず、総務課。これは総務課長だと思っておりますが、感染者がこの役場から、職員から出た場合の役場の機能、その対策というものはどのように打ち出しておるのか、まずお聞きしたいと思っております。

そして、これは保健福祉課になるかと思っておりますが、この感染者が職員の中から出た場合、庁舎内で出た場合の消毒関係ですね。それはどこをお願いするのか。もう既に決まっておるのかどうかをお聞きしたいと思っております。

それから、企画課。先ほどの説明ですと10万円の支給、国民1人当たり10万円の支給については、5月の中旬に申請受付をして、支給が5月末頃になるんじゃないかというようなお話

ですが、なぜそんなに延ばすんですかということです。もっと早くなぜできないのか。やる気があるのかなのかという問題です。

それから、商工観光になるかと思うんですが、いろんな事業者の方々、融資を受けられております。その中で、東日本大震災で融資を受けられた方々が結構あるわけです。しかしこのコロナの影響でなかなかその返済が厳しい状況という話が多々聞こえております。それについての町の対応と申しますか、それはどのようにしておられるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

以上です。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 御質問の1点目でございますが、コロナの疾患、感染が役場の中で発生した場合ということに備えた、いわゆる危機管理の部分についてどのように現在対応を取っているかという御質問でございます。

もちろん町として行政機能が感染によって侵されるということは、大変な問題になります。住民の方々への影響ということで大きな問題になりますので、最大限役場の庁舎の中で職員が感染しないようにということでの対策を小まめに取らせていただいております。

予防については、マスクの着用、それから検温、さらにはカウンターなどに飛沫が飛ばないようなシールドを張るなどの対応を既に取りらせていただいておりますけれども、それら全ての予防対策をした上で、なおかつ職員に感染した場合の対策というものを行動計画として定めさせていただきます。先ほど、保健福祉課長の説明の中で業務継続計画の作成という説明をさせていただきましたが、それは県内で発生した場合、それから町内で発生した場合、さらには役場の職員が感染した場合と、それぞれの段階レベルに合わせて職員が取るべき行動をそれぞれの課の業務に併せて計画として定めさせていただきます。

行政持続の策として、例えば、庁舎の中で発生した場合には、あるいはその以前なんですが町の中で発生した段階からの防備ですけれども、町長、副町長そしてその職務を代われる立場ということで総務課長、企画課長については分散して働く部署、場所を本庁とそれから総合支所、さらには部屋を分けてそれぞれ勤務するなどの対応を取らせていただきます。そのほか、もろもろ発生した場合にリスクを下げるための対策を取り入れながら、現在、行政機能がすっかり停止してしまうようなことがないようにということで計画を作成させていただいているところでございます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、消毒ということにつきまして御説明いたします。

これから申し上げますのは、しっかりとした決定ということではございませんで、今、事務レベルでそういう打合せをしているというところで御理解いただきたいと思うんですけども、まず、消毒につきましては確かに庁舎内で発生した場合には、これ必ずしなければならぬというふうに思っておりますけれども、ただ、このウイルスにつきましては保健所的に言うと72時間、3日で不活化するというふうに言われております。なので、仮にあっても、あっても人体に入っても悪さをしないという状況になるのが約3日というふうに言われております。ただ、一部5日とか1週間とかそういったことをおっしゃる識者の方もいらっしゃいますので、逆に考えますと、その期間空ければ直接こういったところにおいても人体に影響がないということですので、その期間、その事務所を閉じて、そして消毒をするほうも安全を確保した上で消毒をするという。その消毒については、いわゆるハイターの希釈液でしっかりと拭けば大丈夫ということがされておりますので、基本的には一旦事業所を休めて時間を空けてしっかり消毒をするということが基本になろうかと思っております。ただ、どうしても一定時間その事業所を閉めるということが難しいというところもございます。具体的に事務レベルで今検討しておりますのは、水道事業が入っている庁舎、こちらについてはなかなか一定期間閉めるというのは難しいだろうということもございまして、そういったところについては当然ながら業者に依頼して消毒をしていただくという。専門業者については、県内でも数社しかないということで、その元締めといいますか、組合みたいなのをつくっているのの窓口が多賀城市にある業者というふうに聞いておりますので、もし発生の場合にはそういった窓口に至急連絡を取って消毒を依頼するというふうな手はずになっていくのかなというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。時間との戦いになるんですね、感染した場合。感染してからその消毒する業者さんとお話し合いをするんですか、それともその前に契約しておくんですか。私そこ聞いたかったんです。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 申し訳ございません。ちょっとまだ契約してあるのかということに関して言えば、そういったことはしてございませんけれども、今後、現在そういった、情報によればその県内でも限られた業者でございまして、早めにちょっと連絡を取った中で、どういった形で応じていただけるのかというふうなことについても情報収集をさせていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 特別定額給付金の給付について、もっと早くできないかということ

でございますが、当然のことながら先ほど目安としてお示したのは、最低ラインのを持ってまして一日でも早くという思いは私どもも思っております。ただ、最初に電算のシステムを改修しなければならない部分が一番でございます、当然やみくもに走った上で二重交付とか、そういったミスをしないような方法も含めて対応に当たっているということが若干時間かかっているのかなというふうに思います。ただ、県内の状況を見ますと、早い自治体は確かにあります。こういったような様式でやっているか調査はいたしておりませんが、大体県内の状況を見ますと当町のスピード感が遅いといったような状況ではないことは県内の照会の状況で分かっております。ただ、やみくもに延ばすとか、やる気がないとか、そういった問題ではなくて一日でも早く支給するといったような考え方については今も変わってはいません。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 融資面でございますが、御質問のとおり、まさに現在休業という形になっていけば収入がないという状況の中で、経営を継続していくということについてはやはり資金の確保というのも重要な要件になってございます。その上で、最終的には個々個別の事業者の皆さんによって内容が違うので御相談をさせていただくということになるんですが、国がこの対策として新たな制度を設けてきていることもございますので、借換えや返済計画の見直しといったところも含めて御相談をいただいて、事業者さんにとって一番負担のないような状況で事業継続していただけるような制度を活用いただくよう御相談に乗せていただくというふうに今、現状とすればなるのかなというふうに感じてございます。また、あと町独自としましても、町の振興資金という融資の制度を持ってございますが、これの返済の内容につきましては既に信用保証協会さん等も含めて相談をしてございまして、現行の制度内で今申しましたとおり返済期間の延長とかそういった内容を検討できないかということで、今対応を図っているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開をいたします。

それでは、皆さんからのこれまでの執行部からの説明に対しての質疑を受けます。質疑願

ます。1 番須藤清孝君。

○1 番（須藤清孝君） では、2 点ほど。先ほど、いろいろ説明いただきましたが、保健福祉関係とあと児童関係で2 点ほどお伺いします。

布製のマスクを配付されたとのことでしたが、一定条件とありました。この一定条件もう少し詳しく教えていただければと思います。

あともう1 点ですが、とにかく町民の皆さん本当に全国的にそうだと思いますが、かなり疲弊しております。精神的に。捉え方、考え方、人様々ではあるんだと思うんですが、コロナ鬱という言葉を使っていいのかどうか分かりませんが、現状での状況とかもし把握できているのか、もしくはこれからの対策としてその辺の対応策をどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。これ児童関係もお願いします。

○議長（三浦清人君） 答弁。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、布マスクのまず件ですけれども、布マスクをまだ配付ということではございませんで、町としてはですね。先ほど私申し上げましたのは、布マスクの普及を図ってまいるといってございまして。御承知のことと思いますけれども、いわゆる不織布マスクに比べて布マスクについては、やはりウイルスの防御効果というのは格段に劣るといいます。当然、飛沫を防ぐという意味では一定の効果はありますけれども、外部からの侵入については相当劣るといいますので、そういったことを御理解いただきながら、ただ全く、全くといえますか、なかなか手に入らないものを期待するよりは、とにかく自分で作ることもできる布マスクというものを普及していくことを考えてございまして。

それから、心の部分ということでございまして。議員御懸念のところは我々も非常に重く受け止めております。現在のところ、そういった部分での我々セクションへのお問合せというのはまだ入っては来てはおりないんですけれども、そういったものに備えて保健師であったり、あるいは精神保健福祉士であったりというふうな形で相談体制についてはしっかりとしていこうというのは内部でも申し合わせているところでございまして。

あと、保育所については現在、今も保育を行っている状況ですので保護者へのフォローをしっかりとということを申し上げております。これは学童についてもやはり同じです。学童についてもなかなか学校が休んでいるという中で、同じメンバーがほぼ毎日の状況ですので、なかなか子供についても落ち着かない日もあるようなことは聞いておりますけれども、一生懸命その中でも支援員中心にしっかりとした保育をしていきたいと思いますということを日々申し合わせているというふうな状況です。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。

○1番（須藤清孝君） 児童関係の対応策について。

○議長（三浦清人君） 児童。総務課長。教育。

○教育総務課長（阿部俊光君） 保健福祉課長が答弁したのとほぼ同じになります。まず、学校のほうで様々対応を今取ってございます。特に、先ほどの報告でも申し上げましたが、学校と家庭の距離をできるだけ離れないように近づけようということで、今まで以上に電話をしたり、それからちょっと心配な場合は家庭訪問をしたりという、あと地区内の巡視をしたりというところで、とにかく子供の距離が遠ざからないようにというところを念頭に町内の学校全てで対応しているところでございます。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） マスクの件に関しては、具体的な考え方とか多分おありだとは思いますが、どこを対象に優先順位を決めて、それでそれを場合によってはもう急いででも配付に行く考えあるのかどうか。そこをもう一度確認したいんですけれども。

それから、あとメンタル面に関しては現在の状況を保ちつつとありますけれども、これ増員であったりとか、そういった詳細までを見込んで一応今お考えなのかどうかという現状をもう一度お伺いします。

それから、保育所関係ですけれども、仮に、先ほどちょっと聞くのを忘れたんですけれども、仮に町内とかで発生した場合の保育所の運営のその対策、対応はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 1番、ちょっと確認しますけれども、マスクの関係ですが、それは町が購入したマスク、それから頂いたマスクありますよね。それは両方を含めてのことですか。配付の仕方ね。（「はい」の声あり）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） じゃあ、私のほうからまずもって布マスクの件ですね。布マスクにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、説明で申し上げましたのは、今後手作りも含めて普及をしていくということになります。それから、あと布マスクの配付については、国から今配付されているものがございます。まず先行して配付されましたのは、高齢者施設ですとかそういったところです。ここは職員と利用者であります高齢者の方々に1枚ずつです。これはもう配付されているというふうでございます。それから、あと妊婦向けの配付ですけれども、これは妊婦向けに月2枚ずつということで配付がなされるということで、一部入ってきたんですけれども、本町の状況で言いますと今いろいろ国全体の中で言われて

おります、その汚れているものがあるというふうなことは実はございませんでした。ただ、予定した枚数よりも少ない枚数が入ってきたものですから、それをちょっとどうしたことでしょうねということに聞いている間に、国において汚れたものが入っているという事例があったので一部配付を止めてくださいというふうなことがあったので、まだ実は配付できていない状況です。県を通じてしっかりしたものを追加で送っていただけるように今頼んでいるというふうな状況になります。

それから、あと保育所ですけれども、実はこれに伴ってのその増員というふうなことでしたが、まず今回の緊急事態宣言を受けまして、実は県から県民の皆さん向けにということに保育所、それから学童に関してできる限り条件の許せる範囲で登園自粛をお願いできないでしょうかということに知事がメッセージを發しました。これに従うような形で本町としても保護者の方々に、できれば登園自粛、条件が許せばお願い、可能なところはお願いいたしますということをお願いしたところ、ある程度登園自粛を受け入れていただける家庭も出まして、そういった意味では現在登園してくる子供の数が減っていますので、今のところその増員等々については考えなくても大丈夫なのかなということなのです。

それから、もう1点。町内発生というふうな条件のときに保育所はということでしたけれども、この件については町内で発生した場合には、一部、今4施設、町の施設4施設開けておりますけれども、可能な限りさらに登園自粛をお願いいたしまして、そして1カ所ないし2カ所で集約して、どうしてもその保育にしないといけないという方を対象にして1カ所ないし2カ所での集中した保育をするというふうなことで考えてございます。

○議長（三浦清人君） そのマスクね。町が購入したマスク、頂いたマスクの配付について。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 町で購入したマスク、実は町内の事業者さんで製作できるということの情報を得まして、すぐに子供たちの安全対策として発注いたしました。今、この不織のマスクがなかなか入手困難で、いつまでこれが必要になってくるかということが今見えない状態の中で、とにかくマスクが確実に子供たちの手元がないといけないということから、その不織のマスク以外に安定的に使えるものを確保する必要があるだろうということで、町内の事業所でその布製のマスクを作りました。完成したばかりですけれども、早速これは子供たちに配付をして使ってもらえるようにしたいというふうな考えております。それ以前に、子供たちあるいは学校の先生たちの安全の確保のためにということでは、あれは震災時に頂いた保管していた部分のこの不織のマスクが相当数ありましたので、まずはそれを使っても

らいながら現在に至っております。今後もその在庫の数分だけは有効に使いながら過ごしますが、その先の安全用として安心できるようにということで布製マスクをそれぞれ配付させていただきたいということで考えております。

国で寄越す部分については、1世帯2枚ということですので。

○議長（三浦清人君） 課長それはいいんだ。そんなことは分かっているんだから。だからその町で買い上げるマスク、頂いたマスクの配付先は。その子供たちだけじゃなく。

○総務課長（高橋一清君） いただいたマスク1万枚ニュースにもなっておりますが、それについては既に配付させていただいております。配付先につきましては、もっぱら福祉関連施設のほうに、高齢者福祉施設、あるいは障害者福祉施設などにそれぞれ必要数に応じて配付させていただきました。町で作った布製マスクの配付対象者分につきましては、保育所、幼稚園の子供たち、それから小学生、中学生、高校生、これらについての配付をいたします。さらに、そこで勤務する職員の方々ということでも配付する計画となっております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。はい。2番倉橋誠司君。順番に行きますからね、順番に。全員の方をお願いします。

○2番（倉橋誠司君） 2番です。まず、検査体制についてお伺いしたいと思います。

PCR検査の宮城県の検査数が1,491、4月23日時点ですね。という数字が書かれています。宮城県の人口は230万6,000人です。この1,491を230万6,000で割りますと、0.006%。本当に検査数がもう少ない。ですからこの1,491という数字をそもそも信用していいものかどうか、ちょっとこのかなり疑わしい数字だと思います。慶応大学の附属病院とか疑いのない人なんかで実際検査を試みたところ、やっぱり1割、2割ぐらいの抗体を持った人がいるということで報道なんかで発表がありました。したがってこの議場の中にいる1人や2人が既に感染していたとしてもおかしくないというふうに思うわけなんですね。PCR検査これかなり時間かかるということで課題がちょっとあるようなんですが、最近抗体検査ということで既に抗体を持っているかどうかを検査するようなキットがあって、15分ぐらいで陽性か陰性か結果が分かるというようなんですけれども、こういった抗体検査、南三陸町あるいは近隣で行うことができるのかどうか、そういったのが導入される計画あるのかどうか。その辺をちょっと確認したいと思います。

それから、あとこれからゴールデンウィークに入るわけなんですけれども、この役場ですね、あるいは南三陸病院、ゴールデンウィーク休みに入るのかどうか。窓口は開いているのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。疑わしき症状が出て、行き場がなくなるようなこと

があつては町民は不安になるかと思しますので、役場あるいは県の窓口であるとか、あるいは病院、そういった受入れ態勢がこのゴールデンウィーク期間中も担保されるのかどうか。その辺もお伺いしたく思います。

それから、ゴールデンウィークが明けた後、非常事態宣言は5月6日までというふうに言われています。昨日なんかも報道でニュージーランドが勝利宣言とか言っていて、スペインなんかでも子供たちが半径何キロ圏内で遊んでもいいということで、段階的に解除される方向に向かっていると思いますね。世界のほうでは。このゴールデンウィーク期間中に知事が何か発表するのかどうか。延長するのか、あるいは段階的な解除を始めるのか、そういった情報が突発的に出される可能性あると思うんですね。その場合に、役場あるいは病院のほうでタイムリーに対応ができるような体制が整えられているのかどうか。その辺もお伺いしたく思います。

あと、学校のほうも一応5月6日までと言っていますけれども、もし再開されるのであればどういった再開の仕方を考えているのか。週1回だけ、週1日だけまずやってみるとか、週半分だけ再開するとか、そういう段階的な何かスケジュールがあるのかどうか。その辺りもお伺いしたく思います。

それと10万円給付について、企画課長のほうからシステム改修の話があったかと思うんですけども、これオンラインでマイナポータルというのを使うようになっているかと思うんですが、これ要はマイナンバーのポータルサイトかと思うんですけども、これ国のシステムじゃないかなと思うんですね。報道なんかでは今日から千葉県の市原市なんかは受付を開始すると。あと、福島県の相馬市も郵送を始めるというようなことで、ほかの自治体ではどんどん先行してやっていますので、先ほど議長も言いましたが、遅いというふうに、やっぱり比較されちゃうんですね。遅いというふうに感じる町民が多数いらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。このシステムを改修、何を改修しないといけないのか。マイナポータルというのが国のシステムかというふうに思いますので、他の自治体ができているのであれば南三陸町でもできるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、まず検査体制ということについて、確かにPCR検査の数については様々な御意見がテレビ等でもございます。議員のおっしゃったようなこと

も申されておるところでございます。ただ、現状で申し上げますと、まずPCR検査を受ける方については、その前段に県の相談窓口にご相談していただいて、その後、保健所が設置しております帰国者・接触者相談センターにさらに相談していただいて、そこでPCR検査を受けてくださいというふうに言われた方が行くというふうなところですので、その前段としてといいますと、なかなかそこまでに報道でも言われておりますとおり、ちょっと状況を確認するために、例えば発熱がありましたというのであれば、ちょっと様子を見てくださいと、自宅で様子を見てくださいというふうなことで指示がされるわけでございますので、その後、どうしても症状が回復しないというふうな中で保健所のほうがPCR検査というふうな指示を出すということになっておりますので、なかなかちょっと表現は悪いかもしれませんが、多少し体調がおかしいので気軽にというふうな場所ではないというふうな状況でございます。

それから、あと抗体検査についてですけれども、今そういう取組をしているというのは承知しておりますけれども、説明の際に申し上げましたとおりで、PCR検査も含めてその感染症に係る抜本的な対策といいますか、現場の対策というのは基本的には県が保健所を窓口としてやるというふうな状況ですので、町として独自にそこを入れるというのはなかなか現状としては難しいのかなというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 連休中の役場の体制についてですけれども、御不便のないように通常の休日対応となるように日直を置いて、いつでも受けられるように対応を取ります。その対応として、いわゆる発生というかそういった対応の必要なものが出てくれば、連休中でもこの対策本部がすぐ開けるように準備をして待機するというような形になります。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） おはようございます。病院の診療体制についてでございますが、通常の休日体制ということで救急告示病院でございますので、急患発熱等の患者さんには対応するよう準備をしているところでございます。

それと、緊急事態宣言の終息または延長とかにかかわらず、診療体制については通常どおり感染に注意を払いながら通常の外来、入院診療を続けていくという方針でございます。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 学校再開のやり方といいますか、イメージでございますが、基本的に県の要請なりに従うということはそのとおりでございます。ただ、ゴールデンウイーク

ク中に知事がどのようなタイミングでお話をするか分かりませんが、その間に宮城県がもし仮に緊急事態宣言の区域から外れたとした場合に、県から学校休校の要請があったとしても、先ほど申し上げましたように予定していた臨時の登校日を設けて、午前中3時間ぐらい少ずつ子供たちが学校に通えるような、そういう環境づくりをしていく必要があるのではないかと、教委としては今そういう方向で考えております。あさって臨時の校長会を開きますので、その辺も含めて周知をしたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 10万円給付の関係でございますけれども、こういったシステム改修をするのかということですが、まず一つは、マイナンバーカードを使いましたマイナポータルからの改修につきましては、国が運用しておりますのでそこでの入力フォームについては国が整備すると。それで申請を受けて、受ける側の町としての部分でシステムに反映させるための設定がまず必要となります。それが少しシステム改修としてあります。ただ、大きなものについては、ほかに郵送方式につきましては住基から申請書、国で示している統一の申請書に住基に登載されている方々を手元で書かないように全部打ち出して郵送します。それでそういった改修も必要になっていますし、もう一つは二重払いを防止するためのシステムにしようということで、いわゆる間違っただけに二重に払わないように一つ一つの世帯をバーコード管理してバーコードで申請書が上がってきたとき読み取って、それで帳票に自動的に打ち出せるようなものにして少しでも職員の労力を減らすとか、そういった改修をする予定にしています。今、県内の自治体は大体同じような方式で多分やるのかというふうに思いますが、様式自体もようやく昨日不具合の部分も含めて示されたような状況でして、実際これからシステム改修に入っていかなければならないというスケジュール感で進めざるを得ないというものでございます。ほかで早いところでは、統一様式を用いないで人海戦術を図ろうかというふうなやり方なのかなというふうに思いますが、いずれ早かろう、まずかろうでは町民の信頼という部分についても損なってはならないということも併せ持って対応に当たっていきたいというふうに思っています。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 抗体検査のことについて、もう一度ちょっとお聞きしたいんですけども、東京都なんかは民間のクリニックで保険適用外ということで1万何がしかの料金を払えば抗体検査が受けられるというような状況のようなんですけれども、この辺はどうなんでしょう。宮城県あるいは南三陸町でそういった検査を受けられるのかどうか、その辺もちょっと

とお聞きしたく思います。

以上、1点お願いします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） ちょっとその町内あるいは近隣の中で、そういう対応をしている医療機関があるというのは承知してございません。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。はい。3番佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） それでは、私のほうから2点ほど。

以前、マスク不足ということで町長お話されたような記憶あるんですけども、福祉関係、それから医療関係のほうにはマスクは十分充足しているのかどうか。それが1点。

あと、今、学生たちもですけども、せっかく高校を卒業して大学等に進学して、それで今大変で辞めざるを得ないというか、辞める方が多くなりそうだというような新聞またはテレビ等で報道されていますけれども、奨学金について町独自のこの増額というか、そういうことできるのかどうか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） まず、1点目。福祉分野のマスク等の不足、充足しているのかということについてですけども、なかなか正直言えば厳しいというのがそれぞれの施設から伝わってくることでございます。これへの対応ということで、国のほうでも布マスクのほうを施設に配付しているということでございますし、イの一番に配付したのがそこだというふうなところではございます。また、これとは別に国あるいは県でも施設へ重点的に流すということで、厚生労働省内あるいは県の保健福祉部の中でもそういうチームが立ち上がったというふうに聞いておりますので、そういったところからの供給というのを心待ちにするというふうなことなのかなというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） 南三陸病院としてのマスクの充足状況でございますが、毎日のように厚生労働省のほうから調査がございまして、それに対して報告しているところですが、直近の状況では現在1万6,200枚を保有しておりまして、3週間分くらいの一応使用量ということで報告をさせていただいているところでありますが、随時業者のほうに発注をかけているというような状況でございます。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 育英資金ですかね、奨学金のお話。当課のほうで、町長所掌業

務なんですけれども、教育に関することということであちのほうでやっておりますが、いろいろ新聞等でも奨学金とか授業料の免除等の記載がありますが、町の育英資金をさらに拡充、拡大というところについては、かなり限りがあるんだらうというふうに思っておりますので、やはりこれは国として全国的にそういったせっかく入った学校なんだけれども辞めざるを得ないというようなところを止めるという部分は、町の小さな育英資金では決定打としては限りがあると思いますので、これは国にそういったことを求めていくということも必要かなというふうに今議員の質問を聞いて感じたところでございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） それでは、もう1点。気がついたのであれですけれども。前者が言われたようにPR検査、インフルエンザに対応するようなPR検査をした場合に補助金は町単独でというか、そういうことはできないですかね。

○議長（三浦清人君） PCR検査。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） PCR検査自体は、そもそも受けるほうは基本的には無料で受けられることになっておりますし、それからあと体制整備のところ、議員おっしゃったのは町がPCR検査をする体制を敷いたときに、その体制整備に対して国からお金がというふうなことかと思っておりますけれども、なかなか町単独でそういったことをするというふうなところ、これに関しては施設、もちろん専用の施設でないといけませんし、実際検査をするというのは相当な検査の施設整備が伴いますし、それから何よりもそれを担うべき人間がいないということが一番大きなことなんでしょうかと思っております。やはりPCR検査も、何て言うんでしょう、経験を積んだ人間がやはりその判定をしていくというのが必要だというふうにも聞いておりますので、急に何か機械的にというふうなところではないんだらうというふうに思っております。なお、そういったのを含めて、今その迅速に検査ができる体制が取れないのかどうか、季節性インフルエンザのような形でできないのかどうかということで、世界の科学者が取り組んでいるんだらうということだと思いますので、それを待つというふうなことになろうかと思っております。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 最後に、検査方法は随分今簡素化というか簡単に、血液を採取すればもう1滴でも検査が可能だという、そういう機種、機械が出ているそうなんですけれども、その辺誰でも、我々でもできそうな、資格はないけれどもね。その判定基準というのは、その線引きがあつて1本が出たら陰性とか、2本が出たら陽性とか、そういう簡単な機械がある

っていうんですけれども、病院のほうではあれですか。そういう機械設備というか、していないんでしょうかね。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） 保健福祉課長が申しあげましたとおり、検査の実施主体は宮城県になりますので、その血液採取して行う検査というのは抗体検査と言われるものでPCR検査とはまた別なんでしょうけれども、その精度とかそういった問題等があるやに聞いておまして、病院等でそのような検査等を導入するというような、もちろん予定は全くございません。厚生労働省からの通知等でもそのようなことが可能だというような知らせはないということでございます。

○議長（三浦清人君） 4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番です。4点質問させてください。

2月の臨時会にも保健福祉課長のほうにマスクはどうなんだというような質問しました。その後でも同僚がマスクはどうなんだということを質問したと思うんですが、それでもいまだに町として1万とか2万とか、そういったのを町として確保できないというのは、私はいろんな方法があると思うんですよ。やっぱり町長のこの発信力とか、あと職員の人たちの活動の中でいろんな形でマスクは私準備できると思うんです。私1人でも布マスク、広島のほうから20枚いただきました。あと、そのほかにも普通のマスク、私のかかわりのある人から50枚ということでもらいました。だからそういったのが町のほうに寄附としてマスクがないのか、私は不思議でなりません。やっぱりそれっていうのは発信力の私は低下が招いているものだと思います。だから、これまでもいろいろやってきたんでしょうけれども、やっぱりないというような、町民の人たちもないんだから私たちもないみたいな、それは行政と住民では違うと思います。あと、マスクの件は同僚がいっぱい質問しましたので、消毒液。消毒液のほうも現在どうなのか。どうしてもほかの自治体と比べるんですが、ほかの自治体ではマスクを独自に確保して寄附をもらってそれを住民に配付すると。あとは消毒液も一家に1個ずつ配付すると。こういった取り組みをしています。町の中では消毒液、その辺の関係はやっぱりないというような課長の説明なのでしょうか。その辺お聞かせください。

あとは、1人に10万というような形で企画課長のほうから説明をされたわけなんですけど、やっぱり私は本当に1円も収入がない人たち、町民の人たち、町の中にもたくさんいると思うんですよ。そういった人たちのことを考えれば、制度とか、あとマイナンバーの制度とか、そういったことを私は言ってもらえないもう危機的な住民も町の中には多々いると思うんです。

やっぱり市原市がやったように、インターネットでもって申請書をインターネットからダウンロードして、それを持ち込むやり方で多分連休明けには配付になると。だからやっぱり早くやれる方法というのはあると私は思うんです。そういった取組を町では考えたけど、やっぱりミスが起こるからやらないというような考えなのか。こういった非常事態でミスあってもミス二重にやったらばその後の対策を取っていけば私はいいと思います。ですから、できるだけ早く配付するような方法を本気で町には考えてもらいたいと思います。

あと、こういったコロナの感染問題に関して町のほうでチラシを配布したというような説明が先ほどありましたが、その感染症対策、3密回避、あとは10のポイント、こういった感じのことも厚生省のほうでホームページのほうで掲載しています。その辺も町のほうでは言葉とかじゃなくて、そういったチラシ、絵とかイラスト、文字を大きく、そういった形で家庭に配布して貼ってもらうような取組体制、その辺の啓蒙活動をしたらいかがでしょうか。

あとは、どうしてもネット関係には高齢者とかネット、パソコン使わない人もいます。そういった中で、やっぱりそこには入っていけない人のためにもそういった紙ベースの家の中に貼っておくような体制をお願いします。コロナ問題いつまで続くかわかりません。5月、6月、7月、1年間続くという研究者もいます。そういったことを考えれば、今やれることは全てやる。あと救済も全てやる。その辺。

そして、あと今、南三陸町の事業所そして各商店、そういった中で現在休業している会社というのはもう既にあるんでしょうか。そして、休業することによって職を失った従業員、その辺の情報があれば教えてください。

とりあえず、今4つぐらい質問したと思いますが、その辺をお願いします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、消毒液のほうを申し上げますけれども、消毒液につきましては正直申し上げます依然として厳しいというのは変わってはいません。ただ、一時期よりは出回るようなのも見ております。こちらの確保の対策ということで、我々も知り得る業者に関してとにかく情報をということで呼びかけてはおるんですけれども、なかなか入ってくる先が乏しいというふうな状況です。消毒液もそうなんですけれども、消毒液についてはこれに代わるものがないかと言いますと、手洗い、しっかりとした手洗いというのがこれに代わるものとしては非常に有効だというのは報道等でも何度も何度も出ておりますので、そこをしっかりと呼びかけてまいりたいと思っております。

関連いたしますけれども、4つ目でしょうか御質問いただきましたその10のポイント、そう

いったものも十分普及すべきだということについては、そのとおりだと思っておりますので、ただ、配布に当たってはちょっと今の区長配布の状況等も確認しながら、人と会うことをできる限り減らせと言われていた中で、区長さんといえども相対で渡すことができるのかどうかというのがありますので、その状況を確認しつつできるだけ早い時期に配布できるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 給付金の関係でございますが、こちらから様式を打ち出して名前を入れて郵送方式の場合は行いますが、先ほど議員も御指摘ありましたとおり、インターネットにも様式そのものは掲載する予定にしております。今週中をめどにやるということは計画はしてございます。ただ、当然名前を書いたりとか、そういった部分が台帳にしっかり記載のとおり書いていただかねばならないというリスクもありますので、そこはあと各個人が早くいただきたいか、確実にいただくか、そういった部分を選択していただくことになろうかと思っておりますが、いずれ様式についてはホームページからダウンロードできるような環境は整える予定としております。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） きちんとした現時点における休業数というのは、明確な数字というのはつかみ切れていないんですが、例えば、観光関連で宿泊施設の皆さんなんかには、早い事業者さんですと3月中からお休みをしているというところもございますので、少なからず数十件にはなっているんだろうなというふうに認識をしているところでございます。

なお、その休業に伴いまして、いわゆる解雇というような状況までは伺っていないという状況でございますので、逆に休業中についても今回雇用調整助成金という制度で休みの従業員の方々への補助制度が拡充もされているというような状況もございますので、そういった制度を使って皆さんの雇用も確保していただいているというふうに認識してございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 保健福祉課長に再度御質問しますが、今、行政区長が配布がなかなか人と相対は、なかなかコロナの感染のリスクもあるということなんですが、今現在、地区配布もちゃんとされています。そういった中に一緒に配布してもらおうということも必要だと思います。なんか理由をつけて早期にやらないような考えでは、このコロナの対策にはなかなか厳しい状況だと私は思いますので、やれることは今やる。遅かったら、町民が苦しむ。そういった現実が私はあると思います。その辺できれば、啓蒙チラシですね、コロナ対策とし

での、それは早急にやっていただいて、早急に配布するような方向で、できれば家の中に貼ってもらうようにある程度大きいもので、図面だけで私はいいと思うので、その辺町には対策を取ってもらいたいと思います。

あと、観光課長の話ですと、基本的には数十件あると言っていました、そのはっきりした数字。あと従業員に関しても、町のほうからどのぐらい大変ですかと、どれぐらい従業員の方が休んでいますかと、そういった状況を聞けば今所得がゼロになっている人たちの数というのが分かるし、それによって町の人たちが早期に、町が早期に対策を取っていかないとかなきゃいけないというような状況もあると思います。そして商店街のことを話せば、先週志津川の商店街に行ったんですけれども、やっぱりもう車はもう激減で、やっぱりその中には仙台ナンバーも幾らかありました。やっぱりそういった、南三陸町に観光に来てくれて物を買ってもらうこと、本当にうれしいんですが、今はやっぱりそういった人たちが怖いという。やっぱりそういった事業所も多々あって、その事業所は今休んでいるというような話も聞きました。本当にいつまで続くかわからない、こういったコロナの感染症問題、これに関しては本当に町が一生懸命になってやらないと本当に、誰かが言いましたが、どんどん町が疲弊していくという。間違いなく疲弊していくと。半年後、1年後どうなるかわからない。そういった形で私は思いますので、その辺を確かな情報を町で把握して、どういった対策が一番いいのか、その辺を分析して、検証して、早期に取り組んでももらいたいと思います。

あとは、10万円給付ですが、それに関して企画課長のほうから同じようにホームページに載つけてそこからダウンロードして申請書を出してもらうという。その場合に、そのダウンロードした申請書に世帯主と口座番号、それを書くぐらいだと思うんですよ。そして本人が持って行って、本人を証明する免許証、あと国民健康保険証、その辺のやつを提示して、そして役場庁舎内でも極力人と会わないような、そして防御のシートを前にしてやれば、そんなにリスクは私はないと思いますので、できれば今週中からそのダウンロードするようなホームページでの掲載を始めると言いますので、できれば今週中に見て多くの人たちにこういったやり方もあるよということで伝えていきたいと思います。

あと、事業所への支援ということで県のほうで30万円、そして今日のニュースですと気仙沼のほうではそれにまた30万円を加えて、休業している事業所に60万円というような記事も出ていましたが、町に休業した業者への、事業所への支援ということでどういったものがあるか。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 休業による支援の制度ということでございますが、一義的には国が用意している持続化給付金という制度が1つございます。これは完全に事業収入が減って、前年と比較して相当数減っているというところに対して、報道等でも御存じのとおり法人につきましては最大200万円、個人事業主につきましては100万円という給付をするという制度がございます。これとは別に、宮城県が4月25日から5月6日までの間に一定期間休業要請をしたところに御協力をいただいたところには、1事業所当たり30万円を給付するという制度を今知らせているというような状況でございます。いずれの制度も立ち上がったばかりでございます、具体なところはこれからというところでございます。実際に県の給付金につきましても、制度の説明会が今日の午後ということで、そちらに今職員を派遣しているというような状況でございます。また、その状況を受けまして、町としてどういう手当が必要なのかということは、もちろん財源の問題もございますので早急に検討をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 先ほど、前段でも説明の中で申し上げましたが、基本的には非接触方式で対応するというようにしておりますので、一定の受付窓口を設けるとか、そういった形は極力取らない、そういった部分は御理解をいただければなというふうに思います。もしも感染のリスクが高まったときにも給付は止められません。そのためにも最大限の予防をすることが国からも求められていますので、一定の感染予防策といっても限界が恐らくあると思います。そういった中で、非接触方式でやるべきであろうと指針も国から示されておりますので、ダウンロードした方の申請者に対しても郵送で役場のほうに送っていただくといったような方法にならざるを得ないのかなというふうに思っています。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今の企画課長の郵送対応だと思うんですけども、郵送対応でいつぐらいに町民にその郵送での書類が発送され、そして町民の進め方をもって郵送が返ってくるというような形だと思うんですが、そうするとやっぱり6月だと思います。それで町民の方が納得するかというと、私は疑問に思います。ほかの自治体でこうだった、そこでもそうだったというような話が出ると、南三陸町何やってんだっけというような話になると思いますので、接触リスクを避けるというのは分かるんですが、最大の対策を講じる、そういったことも私は必要だと思いますので、何でも早期だと思うんです。早期に早期を重ねて、コロナ対策に対して問題のない事案も発生しないように方向を進めていくのが対策会議だったり、コ

ロナの役場の中での会議の中で練られて、それを実行するということだと思しますので、今までいろいろ聞いているんですけども、薬もマスクも遅い、交付も遅い、そして啓蒙活動も遅い、そして今苦しんでいる事業所の対応も遅い、情報確認も遅い、これしか私の耳には今回の議会では聞こえてきません。頑張っているのは分かります。ただ頑張っているだけでは町民は認めてくれないという、それは結果あるのみだと思しますので、その辺何とかスピード感を持ってよろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

○議長（三浦清人君） 5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 議事進行。議事進行というか、全員協議会ですのであれですけども、休憩は取らないんでしょうか。（「間もなく取ります」の声あり）間もなく。（「はい」の声あり）

では、質問をさせていただきたいと思ひます。ちょっと用意してきた質問がかなり多いので、自分なりにまとめてお話させていただきたいと思ひます。恐らく6点ほどになるのではないかなと思ひます。教育、経済、町財政、それから今後についてということでお伺ひしていきます。

まず、教育からお伺ひいたします。端的に学業の遅れ、これをしっかり取り戻せるめどがついているでしょうか。特に受験生についてお伺ひします。先ほどの対応を御説明いただきましたが、それだけではなかなか1カ月、2カ月の遅れを取り戻すということは容易ではないと思ひますけれども、どういう対策を考えているのかお聞かせください。

それから、経済の分野ですけども、まず確認です。町内の事業者、小売業、商店、宿泊業等の様々な事業者の方がいらっしゃいますが、休業要請、営業の自粛を要請はしているんでしょうか。誰がしているのかということをも1つまず確認させてください。

その上で、営業を継続している商店も町内には多数あります。ここ大事だと思うんですけども、その皆さんは外から、要は町の外から来るお客様向けに商売を続けているのか。今まではそうだったけれども、こういう状況ですから町内の皆さんを助けるために営業の方針であるとか、売る物とかを変えて内向きの商売に切り替えて営業を継続しようという考えなのか、どちらなのか。ということをも把握している限りでお知らせください。これが2点目です。

それから、先ほど町独自のかさ上げ支援はないのかという御質問があつて、それについてのお答えがありました。基本的には国等でやっていく、これから検討をしていくということのようですけども、先ほどの質問とも関連しますが、町内の飲食業の皆さん等はテークアウトを始めて営業の方針を変えているところがござひます。それについての情報を皆さんにお

知らせするという取組も進んでいるそうですけれども、その内容によっては営業を続けているんじゃないかと。だから休業要請したけど休業はしてないんだねと。だったら、休業補償は要らないよねということにならないかなと。そこを少し心配しておりますので、そこはどのようにお考えなのかお聞かせください。

それから、町財政についてのお考えを少しお伺いしたいんですけれども、財政が大幅に逼迫することは収入が大幅に減るだろうということは、これ誰の目にも明らかかなと思います。それを補っていくという取組、今後必要になっていくんだろうと思いますが、その対策としては今までになかったような、例えば基金を取り崩していくとか、クラウドファンディングをするとか、今までになかったような取組を検討する必要があるのではないかと思います。今回の概要説明にはその辺はありませんでした。そこはどのようにお考えなのかお伺いします。

それから、最後、この全員協議会の冒頭に影響を受けない職業として議長が自ら、議員もそうだよねというお話をなさいました。そういう面からすれば、例えば議会側でも何らかの検討が必要になるのではないかなと私は思っておりますけれども、首長として町長にお伺いします。町内の経済への悪影響というのは避けられない中で、例えば給与をカットする等の対応を取る考えは現時点で持ち合わせていらっしゃるでしょうかお伺いします。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） では、初めに学校関係で学業の遅れがあつてそのめど、それから中3の関係でしょうかね、受験生だと思います。これたくさんありますのでできるだけ完結に答えをさせていただきますが、3月と4月で授業日数が潰れた日が32日ございます。5月も多分1日か2日ぐらい。単純にこの32空いた分を挽回すればいいという話ではないと思います。まず今考えているのは、夏休みをある程度食わざるを得ないだろうというところは当町ならず全県的に皆さんおっしゃっております。

それから、3月前年度分の未修授業時数の部分を令和2年度の授業時数の中で、どこの学校でも余剰時間というのを取っているんですけれども、その余剰時間を充てて前年度の未修の分をカバーできないかなというところを考えております。

それから、学校ではいろんなその授業以外に学芸会とか運動会とか様々儀式的な行事がありますので、それを精選することによって少しでも授業に振り向けることができないのかなと。それでも32日間を埋めることはできません。ただ、教委として考えているのは、それをやって約6割ぐらいの授業の挽回ができるかなと思っておりますが、そこまでが限界ではない

かと思っております。なぜなら、残り短い月数の中で結果として遅れを取り戻そうとして授業を詰め込んでしまったときに様々な弊害がやっぱり出てくると思いますので、32日これが40日になるかわかりませんが、そういった負担にならないようなそういうカバーの仕方を学校長とは話しております。

それから、やはり中3の受験生につきましては、特に目の前で勉強が遅れているというところは不安であるかと思えます。既に1回目の学校休校を取るときに中学校の校長先生とはまずそこをしっかりと考えてくださいということでお話をしております。あと、またオンライン学習なども現在まだ制度として出来上がってはいませんが、中3向けにオンライン学習を検討してみようということで、準備段階ではありますけれどもその辺について手を入れてみようという動きは今庁舎内で起きてございます。そういったところです。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 2点御質問いただいたので、関連しますので一括になるかもしれませんがお答えをさせていただきます。

まず、一義的にはやはり今その感染を蔓延させないというのが大切な取組なんだろうなというふうに思います。それは国が緊急事態宣言を出しているところの最大の趣旨なんだろうなというふうに思っていますので、それに御理解をいただいてもう休業に入られている事業者さんもあるということです。例えば、人の動きが止まれば宿泊を伴うような業を行っている方については、そもそも人がおいでにならないというような状況が見えるので、受入れがなかなかできかねるので休業にならざるを得ないというような事例もあつたりもするというような状況でございます。一方において、その状況を特定の地域という指定はないんですが、宮城県においても実施したいということで県がこのたび独自の政策ということでそういう協力要請を出したということで、町内の飲食店の中にもそういうところにも取組に御協力を頂戴しているところもあるというふうに認識をしております。このときに非常に難しいのが、その食料品であつたりということやはり生活を維持する上でもやはり必要な業種でもあるということなんですね。なので、一方でやっぱり感染を拡大させないということであれば、密集や密閉という状況を作らないということで店舗営業はお休みをせざるを得ないんですが、それでも食生活は支えるというような取組もしたいというところは、先ほど外向きという言葉もありましたが、それに限らず食を提供していくということになるんですが、やはりそこを考えれば外の交流はやっぱり抑えざるを得ないというふうになってくれば、内向きというところで町内の食をきちんと守っていただくという観点で取り組んでいただいているのかな

というふうに思っております。これに対して協力金となるとちょっと視点が変わりますので、ちょっと一緒くたにはできないという部分はあるのですが、なかなかちょっと判断が難しいという状況ではあるんですが、現状を考えるとそういう状況かなというふうに把握しております。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 財政の関係でございます。来年度のその予算にどのような影響があるかという部分についてからになると思うんですけども、現段階でなかなかどのように税収が例えばどれくらい減収されるか。仮に減収になった場合には、今度は基準財政収入額と基準財政需要額との間で交付税がどのようになるか。そういったものを今後いらんでいながらの対応になろうかと思っております。そういったものは国全体で恐らくそういった傾向が出てきますので、まずそれに対して国のほうの予算措置がどのようになるかということも大きな要素になると思っております。それら全てを勘案した上で、なお必要な支出負担行為があれば財源が不足となれば基金の取り崩しなども含めて財政措置を検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、前段に財政の関係でちょっとお話をさせていただきますが、基本的に来年のいわゆる税収、これはもう格段に落ちていくということについてはこれはもう想定をせざるを得ないというふうに思っております。これは全国の市町村全てがそういう思いで今いらっしゃいます。そこの中にありまして、先日、知事とのウェブ会議が開催をされました際に、町村会として、私町村会代表として意見を述べさせていただきましたが、その中でお話をさせていただいたのは、今のような税収不足に陥るということの懸念に対して、国に対しての財政措置をお願いすべきだということのお話をさせていただきましたし、併せてその中で今回のいわゆる新型コロナウイルスの交付金1兆円ということがございますが、基本的にこの1兆円で果たしてこのコロナウイルス対策に足りるのかということについては全く不足しているということを申し上げさせていただきましたので、今後、国に対しても改めて県あるいは市長会、町村会含めてこの辺については国のほうに強く申入れをお願いをしていかなければいけないというふうに思っておりますが、御案内のとおり、今県外出張も含め全て中止ということでございますので、なかなかネット会議という中での発言しか今は現状としては許されないという状況でございますので、いずれこのコロナが一定程度終息してくる段階が多分見えてくるというふうに思っておりますので、その際には国のほうに知事も含めて

一緒に行って、この辺の問題についてはお話をさせていただきたいというふうに考えてございます。いずれその削減の問題につきましても、これはいずれ検討せざるを得ないのかなというふうに、今のこの時点で私から申し上げるといことは控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 肝心の答弁。肝心の答弁しないで。何する気もないかということ、減額する。はい。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどお話ししましたように、今の時点でお話をすることについては控えさせていただきたいということでございます。

○議長（三浦清人君） それでは、ここで昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午後0時29分 休憩

午後1時08分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開をいたします。

5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、また改めて数点にわたってお伺いしていこうと思いますが、まず最初に、全員協議会ですので質問、質疑という形でもあるんですが、1つ私の考えも少しお話しさせていただきたいと思うんですけども、町当局で当然その対応策を考えていくということは非常に重要ですけども、一方で議会でも町民の皆さんがこれだけ苦しんでいる中でどうやって対応していくかということは考えるべきだと思います。先ほど町長に、例えば給与のカット等をどうするんだというお話を聞きました。これ当然、じゃあ議会はどうするんだということも考えるべきかなと思っていて、ただ単純に報酬を減額するという話になるとこれは寄附行為に当たりますので、なかなか制度上難しいということもありますが、例えば現時点で県外への行政視察、これを取りやめるということを現時点で政治的に判断して、その分に充てる予定だった特別旅費等を減額補正することも可能性の1つとして、絵空事、私の机上の空論ですけども考えていくこともあっていいのかなと思います。こういったことも現時点でどうだと、制度的にどうだということではなくて、今後検討をしていってはいかがかなという思いをまず1つ伝えさせていただきたいと思いました。その上で、さらに先ほど質問したことについて細かくお伺いしていきたいと思います。

まず、教育の分野です。改めて2点お伺いいたします。先ほど少しありましたが、授業の遅

れを取り戻すということは非常に限界があるということであれば、学校に行つての授業だけではなくインターネットを使ってとか、今GIGAスクール構想もございます。1人1台端末をとというようなお話もあります。そういった今までの授業の形態とは違うやり方で子供たちの教育、学力の底上げ、資質向上を図っていくという方策も検討する必要があるのではないかと思います、検討していきたいというような先ほどの御答弁だったと思いますが、具体にもうちょっと突っ込んだお話があればお伺いしたいなということがまず1つ。都会ではもう着々と準備が進んでいます。ただでさえ、宮城県それから当町県北地域は学力という面に関しては非常に心もとない部分が数字としてデータとしてありますので、その学力をさらに都会の小学生、中学生、高校生等、差を開けられないように、差をつけられないようにできる限りの対応をすべきと。特に受験生はですね。受験になったらコロナとかコロナじゃないとか関係ありませんから、高校の入試、それから大学入試という部分に関しては単純にテストの点数で決まっていくわけですので、そこについてできる限りの対応策を取っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

それから、これは少し小耳に挟んだお話ですが、町内で仕事を続けざるを得ない職種というのがあります。その御家庭のお子様に対して、近くに来るなとかいうことをつい言ってしまふ児童生徒さんがいるらしいというようなお話を聞きました。実際に確かめたわけではありませんが、こういったいじめ防止の声がけというのはこれ当然必要ですし、今までもやってきたと思いますが絶対にあってはならないと思いますので、そこに対しての対策をお伺いします。

それから、経済についてはさらにもう1点お伺いをいたします。商店主の皆さんは、まず目先の従業員の皆さんに払う賃金、それから家賃、それから日々出ていく固定費に充てる現金がもう今すぐ欲しいという声を多分に耳にいたします。それは先ほどの御答弁ですと国、県でしっかり取り組んでいくのでその状況を注視しながらということですが、他の市町村では市町村独自の追加支援、かさ上げ支援も行っております。当町ではこれから検討するということですが、私は町でも考えていくべきと思いますが、現時点でどのような検討が進んでいるのかさらに詳しくお伺いしたいと思います。

それに関連しまして町財政ですけれども、先ほど今までにないような取組もしていただきたいというお話をしました。当然、コロナ対策事業というものは今後検討されていく、考えていくという必要があるんだろうと思いますが、当然財源はどうするんだという話になると思います。国、県の財政出動を待つということもこれは当然必要ですし、そこに働きか

けていくということも大切ですが、町で何とかそのお金をやりくりして融通して生み出すということも考えなければいけないのではないかと私は現時点で愚考するわけですが、単純に町民の町財政の貯金として、よく議会広報なんかを出すときに基金というのがあります。これは町民にとっての、町財政にとっての貯金みたいなものですよというふうによく言います。この貯金は取り崩せるものは早速取り崩してコロナ対策事業に充てるべきと考えますが、その基金、私が思うには財政調整基金、それから観光振興等基金、この辺は使えるのかなと思いますし、特に観光振興等基金に関してはその徴収が始まってからしばらく使い道がないままずっと来ている基金です。今たしか5,500万ぐらいあると思います。これは早速それを充てた事業を、特にこれは今直近でダメージを受けている宿泊業、宿泊業の皆さんに徴収していただいている基金ですから、そこに対してお返しするのが至極当然なのではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

それから、可能な限り私はもう現時点で借金してもやむなしと。要は地方債を起こす必要もあるのではないかと思います、それは具体的に検討されているかどうかだけお伺いします。

最後に、今後についてでございますが、2つお伺いしたいと思います。

先ほど、冒頭の議長の御質問の中で、庁舎内で感染される方がもし万が一発生した場合どうするんだというようなお話があったと思います。対策は検討している、行動計画を定めている、また場所を変えて執務をするなど具体的な対策も考えているということでしたが、要は、例えば庁舎内でどなたかが感染して、そうしたらそこは消毒するでしょうし、その濃厚接触者、同じ課の方なのかわかりませんが、それはどの程度までそういうふうに該当するとして対策を取るのか。その間の窓口業務はじゃあどうするのかというような具体的な対策、最悪の場合を想定した、最悪のシナリオを想定したシミュレーションをしっかりと行っていくべきでしょうし、もう行っていると私は信じておりますが、そのあたりがどのような形になっているのかお伺いします。

もう一つは、今日は建設課長がいませんのでちょっとお答えしていただけるかどうかわかりませんが、復興事業、あと1年で何とか完遂というところを申しておりますが、町外からその作業員の方が来ていたりということもあるように聞いておりますので、そこへの影響がないかどうか大変心配なところですが、その点について現時点でお答えできる範囲でお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 最初の議会の報酬の件、それから議会費で予算決定いただきました研修費の件につきましては議会独自の問題でありますから、これはこの後執行部の方々が退席し

た後で皆さんに協議をしていただきたいというふうに思います。

教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 特にその受験対策という御質問でございますので、少し掘り下げてお答えをさせていただきますが、学校現場からすれば中3に教員を多く割けないというところはやっぱりあるようでございます。それで先ほどオンライン学習的なものということを申し上げました。今、国の予算もあさってだったでしょうかね、4月30日に補正が通るとい、それを待っているわけではないんですが、前々からそういう検討は進めてございます。義務教育学校にどれぐらいの年数をかけてどれぐらいの予算でどういう学年順番で入れるかというところも考えておりますが、恐らく中学校3年生が優先順位が高くなるということは自明のとおりだと思っております。ただ、具体的に内容をまだお示しできない状況でございます。ただ、先行している全国のいろんな市町村では、もともとそういう環境があるということと、うちのほうにないというその環境の違いがやっぱり大きなところだと思います。ですから国の制度を使いながら手順を踏んでやっていく上では一定程度の時間がかかるというのはやむを得ないかなというふうに思っております。先ほど中3だけに教員を割けないというのは学校のいろんな事情もありますが、ある学校では放課後学習を、要は校内学習塾のような形でやってはどうかという先生方で今お話をしていると聞きました。これもまだオンラインができないのでアナログでの授業というようなことになるんだろうと思います。それから、進路指導と受験指導と2つあるんですけども、これもともと別々のカテゴリーでやっているんですが、残された月数も少ないのでこれを一緒にやったらどうかというようなことも相談されているようです。ただ、そういう授業の挽回といういろいろな手だてはあるかもわかりませんが、うちの教育長がいつも言っているのは、そういう挽回する戦略はあっても特に中3につきましては義務教育の総仕上げの時期だと。春から入学式に影響があったり、部活動に影響があったり、中体連がなかったり、修学旅行はどうだと、そういうモチベーションそのものがちょっと下がっているんで、いきなりさあ受験対策だ、頑張ろうと言っても、子供たちのそういう内面的なものがすぐついてこれない可能性もあるので、まずはその、さあ勉強を頑張るぞという意欲をかき立てるような、そういう取組が大事ではないかと。そして、さあ教科書を開きましょうというのはその次でもいいんでないかというような話をしていましたが、いずれ学校とそういう話をしながら取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 議員の質問一つ一つの回答ではないんですが、全般的なお話として様々な議員の意見にもありましたが、いろんな独自支援といったようなことの考え方なんです。現在、国会で審議中ですが、先ほど冒頭で町長もお話をいただきましたけれども、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金というものが全国規模で1兆円の予算を編成しているということで、その交付金の内容的にはなかなか地方自治体に細かい情報がまだほとんど流れていないという。ただ、これを待ってられないということで庁舎内では、今回の全協の資料にもありますように、いろんな形でどういう被害があって、どういう手だてを打つべきかという実施計画的な部分をまとめ始まっているといったような状況でございますので、その交付額をにらめつつ町が考えている独自支援策を照らし合わせながら、いずれ議会の場に提出する場面が出てくるというふうに思いますので、そこは御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 財政運営についてお答えしたいと思います。議員おっしゃるとおり、この事態打開していく上では町の財政出動も当然ながら併せて効果がある手だてを考えていかなければならないだろうという話し合いをしております。その上では、例に挙げていただきましたけれども観光振興基金、これも職員の中で既に具体の策の1つとして挙げながら、もちろん全体の制度設計をする上ではまだ国の情報も不十分ですので、それらの中に戦略の1つとして検討をしているところであります。地方債というお話もありましたが、まずは手持ちの財源の中で有効な戦略を考えながら手だてを打っていきたいというふうに思っておりますし、もう一つはタイミングということもあるだろうという話をしております。どの時期までこれが続いて、どのタイミングで、例えば経済の回復を狙った戦略をしたらいいか、そういったことも併せて検討をしているところであります。後に所管課長のほうでももし考えあればお話しされると思います。

もう一つ、庁舎内での最悪の事態に備えたシミュレーションという部分でございますが、この具体の対応策となりますと、どの場所で誰がその発生の原因になるか、あるいはそれがどういったことが原因で感染したものなのか、そしてその人が発症するまでの間にどういった人と接触をしたかなどによって対応の形が変わってまいります。具体的に感染者が出ますと、その接触した人たちの自宅待機のレベルとかそういった部分については、もっぱら保健所などの指導を受けながら判断していかなければなりませんので、個別には決められませんけれ

ども、住民の方々に最小限のリスクで済むようにするためには、例えば庁舎が使えないような状況になれば、例えば第2庁舎を使う、あるいはケアセンターを使えないか、あるいは総合支所で証明書類を発行する方法などをそれぞれ考えられる手段は考えに取り入れて行動計画としているところであります。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 経済面の御質問のほうで若干補足をさせていただきますが、おっしゃるとおりこの状況が長引けば長引くほど固定的な経費というのはかさんでいくというような状況でございます。冒頭、議長からも御質問ありました減収の状況の中で、さらに資金繰りということで借り起こしていくのかということになるんですが、とはいえ、当面の対応としてはやはり最も優位な状況の制度を活用していただくしかないのかなというふうに思っています。その中で、かさ上げとして支援できるいわゆる給付金、支援金なる部分があれば、そこはきちんと対応をしていきたいなというふうに考えてございます。

あと、総務課長からもありましたが、対策としてやっぱり2つ考えないといけないと思うんです。やっぱり現状を乗り切るという点と、これ終息した後にどう経済を回復していくかという2つの点が必要だと思われまますので、そこでどこにやはりどのぐらいの財源で、何を使ってというのは今後きちんと議論をしていくべきだなというふうに思っていますので、また予算という形で御提案をしていければというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 学校教育に関しましては、いじめ防止の声かけも必要ではないでしょうかというお話をさせていただきました。現状確認しているかどうかわかりませんが、しっかり対応をしていただきたいと思います。何かあれば答弁をお願いいたします。

それから財政、それから経済に関しましては、一言だけ申し上げておきたいんですけども、前向きな発信、ポジティブな発信をするということも非常に大事だと思います。暗くならないように、要は明けぬ夜はない、やまない雨はないということも大事です。それは何ら否定する気はないんですが、今降っている雨にも耐えられないんだと。耐えている、今我慢の時期ですと、我慢している間に潰れちゃうよという声はかなりあるということはお伝えしておきたいというふうに思います。

復興事業への影響ということですが、お答えがありませんでしたので答えられないということだと思います。

それから、最後もう一つだけ今後についてお伺いしますが、現時点である意味終息後、なん

か最近アフターコロナとかいう言葉もあるみたいですが、も検討、頭の片隅には置いておく必要があるかなというふうに思っております、数カ月後か数年後かわかりませんが、東京一極集中がもたらす社会基盤の脆弱性というのは今回のコロナウイルスの蔓延でかなり明らかになって、都会に住んでいる方々は田舎に行きたいという方、これかなりいらっしゃるんじゃないかなと思っております。要はコロナ疎開、コロナ移住みたいものが流行する可能性もあると思っております。そのときに現時点で南三陸町はコロナの空白地帯です。ということ。それから、今最後御答弁の中にありましたが、回復のタイミングをしっかりと見据えて、その後、経済を劇的に回復させるためのタイミングで効果的な施策を打っていくということ。これを内外に広く発信していくということも、これは大変重要なこと。人口がどんどん減少していくと、どうやって移住・定住進めようかという話を考える悩みの種がずっと我々の町にはありました。それがもしかしたら、そういった社会状況が変わったことによって、また別な動きが出てくる可能性がありますので、現時点でそこに対しての対応策を具体的に詰めていくという段階ではないと思っておりますが、頭の片隅には置いておいていただきたいと思っておりますけれども、頭の片隅に置くお考えはありますか。お伺いします。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 子供たちのいじめ防止へのつながり等々につきましては、当然いわれのない疑念ですとか、中傷があってはならないわけでありますので、既に文科、あるいは県教委、それから教育長からも学校現場のほうには機会あるごとにお話をさせていただいております。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 最後の件については、私のほうから答弁させていただきたいと思っておりますが、基本は今回の新型コロナウイルスのこの感染を受けまして、日本の今置かれているシステムそのものも大分大きく見直しを今迫られているというふうに思っております。これまで接触8割を減らすとかということになりまして、様々な政府のほうからもいろんな指導が出ました。その中で在宅勤務、いわゆるテレワーク等を含めてこれまでの仕事の仕方、そのものが大きく転換をしてきているという。ある意味こういった新型コロナウイルスでなければここまで徹底してテレワーク等を含めてそういった仕事の在り方というのが変わることはあり得なかったというふうに思いますが、この新型コロナウイルスによりましてそういった仕事の取組姿勢、あるいは考え方、あるいは勤務の仕方、在り方、そのものが今大きく転換をしているということがございます。したがって、これまで東京にいなければ仕事ができない

ということではなくて、地方でも十二分に仕事ができるということを今一つ一つ証明されてきているのではないかというふうな思いも私は持っていますので、基本的には今、後藤伸太郎議員がおっしゃったようなそういう流れ、動きというのは当然頭の中に入れておく必要があるというふうには思っております。

○議長（三浦清人君） 6番佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 前者、その他の方が大分私も思っていたことを確認されてきましたが、その中で1つ残っているのは、ただいま学校が5月7日から再開するという、そういう中で学校生活その他は前者が詳しく確認したんですが、私はその中で1点、当地区においてはまだ子供たちバス通学だと、そういう中において、町の方は一部バス通学がなくなったような形ですけれども、ずっと恐らく当地区はバス通学の絡みありますので、バスでの3密が恐らくあるんでないかなと。そういう形をどのように今後対策していくか。その辺まず1点。

あと、それから給付金対象者それぞれ10万円ずつ支給されるという。その中で、お忙しい中、5月中旬から6月初めに支給になるんでないかなとそういうお話をいただいているんですが、その中で事情がありまして、例えば別居しているとか、そういう方たちの確認とかその方たちへの支給の考え方ですか。どのように考えているかですね。

あと、前者のこともなるんですが、先ほど復旧事業について建設課課長がいないからという答弁といいますか、お話がなかったんですけども、これは町長にお願いしたいんですが、復旧事業のために下請け業者が結構県外から大分来ております。それで、連休に入るとやはりその方たちも休んで地元に戻るかどうかそれは分かりませんが、とりあえず何ていうんですか、町長名なり何なりでその休みのときの過ごし方とか、あとは作業員の方たちにある程度不要不急というかそういうやつの通達事項というか、それを出していただければいいんでないかなと、そのように思うんですがその辺いかがですか。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） まさに我々学校再開に向けて考えたのが、そのスクールバスの密集というところでございます。既に令和2年度の契約も終わっておりますので、いきなり大きなバスに替えてそして座席を離すというようなこともなかなかこれは難しいということですので、とにかくさらなる感染防止の様々な手をしっかり入れていくということを事業者のほうにもお願いをしてあります。

それから、どうしてもやはりまだまだ復興が終わっていないところもあるので、バスはやっぱり出さざるを得ないという、この状況は理解をしていただかなきゃいけないので、できれ

ば保護者の方の送迎などにも御協力をいただければ大変ありがたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 定額給付金の別居世帯という御質問でございますが、別居にもいろんな様々な理由がおりかと思えますけれども、配偶者からの暴力を理由に避難している方、そういった方につきましては住民票を移していない世帯であれば総務省に申し出をして、町のほうでもいいですけれども、給付金を別途受けられるといったような仕組みはなされております。ただ、当然単純にその制度を活用するに当たっては、そういう申し出の内容について証明する必要があるございまして、既にそういう証明書が発行されて、そうなされている方もございます。ただ、当町の場合は昨年度プレミアム付商品券でも調べたんですが、そのときには該当世帯がなかったということですが、今回もそういった部分に配慮しながら、もらうべき権利のある方に行き渡るような支給方法は全国的に考えているところでございます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） まず前段としてお話しさせていただきますが、今当町に全国から派遣でいただいている職員の方々50名弱いらっしゃいます。この方々に対しましては、月1回本来ですと帰庁報告ということの義務とございますか、あるんですが、これは控えていただきたいということでお願いしてございます。いわゆる非常事態宣言、最初に7都道県出た際に、たまたまお帰りになった方がいらっしゃって、こちらに来て2週間その方には自宅で待機してもらいました。そういうことがございますので、派遣元のほうから帰ってこないようにという指示を出してくれとお願いをさせていただいて、基本的には派遣の方々はお帰りにならないということになります。今の御質問の件ですが、今ちょっと確認しましたところ、帰すところもあれば帰さないという会社もあるそうでございます。つまり会社の対応については様々なそうでございますが、基本的に我々がこうしようという強制力は持つということとはなかなか難しいんですが、会社側に対して要請はできるだろうというふうに思いますので、それで私どものほうからお願いをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 及川です。何点かお伺いいたします。

まずもって、布製マスクの件なんですけれども、この辺ですね。値段、町で買い上げたというのを伺いましたけれども、幾ら、何枚を幾らの金額で購入したのか。使用先が小学校や保育園などということ伺いました。行き先は確認しております。その金額と枚数をお伺

いたします。

なぜこれを聞くかという、私実は歌津町でミシン工房をやっている方が、歌津の小中学校に寄附しますということで今縫ってもらっているんです。連休明けまでに先生、生徒を含んで御寄附するようなんですけれども、そういう事業所もありますのであえてお伺いさせていただきます。

それから、2点目。今、大分外へ出れなくて町民の方たちが精神的にもまいっているような時期なんですね。その間、私は定例会でも話しましたがけれども、何か町独自の町民へのPRという、3密の関係はチラシで流しておりますけれども、この毎戸放送を使ってラジオ体操などを流してはどうかというようにことですね。町民がテレビばかり見ている人がいないので、テレビでも体操などをやっていますけれども、町独自の施策ということで運動機能が弱まってしまうといろんな弊害が出てきますので、その辺そういうお考えがあるかないかお伺いいたします。

それから、10万円の給付金の関係ですけれども、マイナポータルではなくて、今それをシステムを使うために移行しているというお話聞きましたけれども、住基ネットを使うことができないのかなって。住基ネットだと紙ベースでも出てくるので、全世帯くまなくそれが確認できるのでないかなと思われまますけれども、その辺の併用ができるのか、できないのかお伺いいたします。

それから、商工会のこのアンケート、短い期間なんですけれども商工会さんを通してこれだけのアンケートをしていただいた件については評価いたしたいと思います。その中で、回収率が50%ないんですよ、42%、この要因は何だったのか。その辺と、大変いいことをしているのもっと回収率が80ぐらいに上がるとよかったな、いろんなものが見えてくるのかなと思っております。この中でも相談これからって言う人たちが大分出ております。そうすると、この半分以上これから相談、まだ相談していないが47%、今後利用したい16%、どこに相談すべきかわからないが8%、こういう多くの人相談すべきところがまだやっていないということが現実であります。そういうことをほとんどの事業者に行き渡る、浸透させるにはどのようにしていったらいいのかなって、実績を上げるためにね。そういう努力をどのようにしていくのか、その辺をお伺いします。

それから、この商工会さんに入っていない企業、小さなお店があると思うんですけれども、そういうところはどういう計算、この中に入るのか、別途個人ごとに相談に乗っていくのか、その辺もお伺いします。

それから、町の施設で今休業しているところ、平成の森とかベイサイドとか、あとは神割崎キャンプ場とかいろいろありますけれども、休業しているところ。そのところは、国のそういう事業者の支援に入るのかどうか。休業の国のその休業の補償の対象に入るのかどうか。その辺をお伺いします。

それから、町内に休業している事業者が何店舗あるのか、その辺を調査しているのであればお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 布マスクのほうの調達こちらで行っております。子供たちのサイズに合わせて、サイズ小・中、あとは大人用とサイズに合わせて、全体で1,750枚ほど発注しております。金額的には細かいところはちょっとあれなんですけれども、五百数十円台、500円台ですね。五百数十円という、1枚。そういった値段です。

○議長（三浦清人君） 課長、さっきの質問の中でも、今もだけれども、小中学校と保育所配付先ね、それから学校の先生方とかそのほか従事する方、それ以外は配付していないんですか。さっきの答弁だとそれ以外はないように聞こえているので、今あえてね、先ほどは配付先を聞きましたという質問しているんだ。答弁している、ちょっといいかな、俺がしゃべっても。総務課長両方から話されるとこんがらがらがるからね。それ以外あるのであれば、今のうちにしゃべってたほうがいいよ。

○総務課長（高橋一清君） わかりました。配付先の中で、先ほど学校関係というふうに申し上げましたけれども、町の職員にも配付する計画であります。これはまだ仕上がってきておりませんので未配付ですが。1枚500円ってありますけれども、中に替えのガーゼが、ガーゼと入りますか替えの部分が入っていて、毎日毎日洗うというのは難しいので、その替えの部分を替えて5日間は使えるというように5枚入って500円という形であります。あと、ちょっと先ほど勢いで子供たち、それから学校の先生っていう言い方をしてしまいましたが、布の部分は子供たちに配付する形になっていまして、あとは先生方については不織のマスクが学校のほうにまだ残っておりますので、そういったものを活用していただいているという状況であります。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 定額給付金のマイナポータルを改修しないで住基ネットを使用してはといったような質問だったんですが、そもそも住基ネットは住基ネットでありまして、マイナポータルは電子申請の窓口となるポータルサイトです。回線じゃありません。既に回線

はL G W A N回線ということで、宮城県を經由して国のほうと回線は構築されていると。入り口と出口での操作が、改修が必要だというものでございますので、住基ネットを介してといますと住基ネットそのものに侵入していいのかという問題にもなりますし、まるきり大規模なそれこそ改修を伴いながらやるようなものになるというふうに思いますので、入り口のポータルサイトであるマイナポータルという国のサイトを改修今しています。それと最終手段の町の受付の部分で少しセッティングを変えなきゃいけないといったような改修が必要であると。回線はもう既につながっているというものでございますので、御理解いただければなと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、アンケート調査の内容についてお答えをさせていただきますが、国の1回目の緊急事態宣言が4月の7日に発令されまして、その翌日にも商工会とアンケートを実施しようという話をさせていただきまして、翌9日にはアンケート実施に至っているということでございます。その時点でどういった状況なのかということをお早急に当課としても把握したいということで実施をさせていただいて、1週間程度と非常に短い期間での回答期間であったので残念ながら4割ということでございますが、この状況下の中で4割というのは結構回答をいただけたのかなというふうに当課のほうでは認識をしている状況でございます。

なお、回答に当たりましては、商工会員の方につきましては商工会に、商工会の非会員の事業所の皆さんについては当課に回答をいただくということで対応をさせていただきまして、全部で519社に案内をさせていただいているというような状況でございます。やはりアンケート調査の中にもございましたとおり、まだ相談を行っていない、どこに相談をしたらいいかわからないということが想定をされましたので、この内容につきましては商工会、役場であれば商工観光課が扱っているんですよということをお知らせをするということもこのアンケート調査の1つの趣旨でございますので、目に触れていただいて何らか御不安になる部分があればぜひ御相談をいただければというふうに思っております。当然、1回の御案内だけで全てが伝わるというふうには思っておりませんので、これまでも広報紙を通じたり、町のホームページ、メールの配信機能とかそういった考えられるところですがすぐ手だてができる部分については活用しながら今後もその周知については行っていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、後段の質問の施設の休業状況がその支給の対象になっていくかということなんですが、

当課の担当としますと神割崎キャンプ場ということになるんですが、今指定管理という制度の中で運営をしていただいていますので、その制度の運用の中で考えていくべきというふうに認識をさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、防災無線でラジオ体操というふうな御質問でございましたけれども、議員の御質問の中にもございましたとおりで、ラジオ体操であればテレビ、ラジオで定時にやっていらっしゃると思います。できればステイホームでございますので、そちらを御活用いただければというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） すみません。答弁1つ漏れました。現在休業している事業所を把握しているのかということでございますが、現在、改めた調査はしてございませんが、先ほども4番議員さんの御質問にお答えをさせていただいたんですが、既に数十件の事業者の皆さんが休業あるいは休業状態になっているというふうに認識をさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。先ほどの質問に布マスクの配付の関係、役場の職員という話は出てこなかったわけ。今度出てきたのね。忘れてたの。忘れてたのね。それで、再度確認したいのは、学校の先生方はもうもらっているマスクを使われているというね。それから寄附もらっているマスクもあったわけだ、1万枚ね。そのマスクは役場の職員には支給してはだめなの。500円代のものでないと役場職員には支給できないの。その区別はどうしているの。

○総務課長（高橋一清君） 順番に申し上げますと、まずもって学校のほうについては、すぐさまにも対応が必要でしたので子供たち並びに学校の先生には、学校で保管している震災の当時の保管の在庫で今しのいでいただいているという状況です。マスクが不足しているという状況の中で、町の職員については住民の方々への対応をしていく上で、仮に気づかないところで感染させてはいけないということから、町の職員について全員にマスクを着用するように指示徹底していかなければならないという必要から、少なくとも最低限1枚ずつのマスクは配付しよう。それ以外については、それぞれ調達の努力をしてもらおうということをやっております。その後、1万枚の民間の方から頂戴したマスクがございまして、こちらについては様々福祉関係の施設のほうでの不足の声がございましたので、これについては福祉施設中心に配付をさせていただいているというところであります。町の職員も個々には調達努力はしておりますが、命令として着用させますので、ここは確実に1枚ずつは配付をさせていただくというところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今、最後マスクの件があったのでマスクの件からお話ししたいと思います。

まずもって、その保管していた支援物資で来たものを保管していたのを、先生、生徒に使わせているというのは今お話で聞きました。それでよろしいですね。そうすると、その1枚500円で作らせたそのマスク、1,750枚、1枚500円だと。ちょっと私頭悪いので掛け算がすぐできないんですけども、幾らになるでしょうかね。大体この1枚500円というのは妥当とお考えですか。議長がやっているマスク100円です。私、午前中布マスクしてきたんです、作ってもらって300円です。高いか安いかということになりますけれども、その前に町民もマスクがない、マスクが足りないということは飽き飽き承知のことだと思われるんです。この施設にほかのところから来た1万枚、それを福祉施設等に回したというんですけども、その中で職員の人たちに回さなかったんですか。その町民と接する職員の方々もこの1万枚の中から渡していれば済むのかなと思いましたけれども、何で500円をかけて布マスクを職員に配付しなければならなかったのかという、そこですね。町民の人も足りない、足りないって言う中、じゃあ町民にはその1万枚、今後この不織のマスク、町民に配付する予定はなかったんですか。その辺、もう一度お伺いします。町民が先でないかなと思われるんですけども、その辺とそれから町民には毎戸回ってないんですよ。そういう点から言いますと、その辺再確認をお願いします。

それから、テレビでやっているから、保健福祉のほうにお伺いしますけれども、課長さんに聞きますけれども、このぐらい全世界でコロナ、コロナって大変でテレビ見ている人はいいんですけども、じゃあ町では何をしているのかということが見えないんですよ。今日のこの全員協議会だって議長がお話して今回開催されましたけれども、私たちが町民の代表として、いやどうすればいいんだろう、何が起こっているんだろうか、全然見えない中で町民のことが心配でならなかったです。今日来ていろんなことを聞くと、ああ、なるほどそうなのか、こうなのか、今後帰ってから町民にこういうことを話そう、ああいうことを話そうということが出来るんですけども、町でこのぐらい心配していますよということをは何かの形でこの放送が毎日やっています。志津川病院のコロナ対策で御遠慮くださいということを毎日放送しています。そのほかにやはり町としてもこういう心配があるからということで流すのも、町民に流すのも1つの手段でないかなと思われるから聞いているわけなんです。

それと、今保健福祉課長それで対応するからということなんですけれども、それでマニユア

ル、3月の定例会で私インフルエンザとコロナの関係で質問したとき、マニュアルはあるんですかっていうことで、インフルエンザの分があるからそれで対応したいということなんですけれども、もう連休が始まります。そうした場合、先ほど午前中の説明では、日直に対応をさせて特別なコロナ対策の人は充てないという、日直対応でということなんですけれども、やはりそのマニュアルが非常に大事で、保育所の人たち、学童の人たち、職員となれば、起きたらどうしよう、どういう手段で電話しようか、どこに紹介したらいいんだろうかっていう、職員でも大変な気持ちで日々仕事に努力していると思われるんです。そこを我々も帰って行って町民に知らせなきゃいけないんですけれども、まずもってそのマニュアル、どういうマニュアルなのか。熱が出れば病院へ行って、病院から保健所に連絡取るのか、その辺の流れですね。一応お伺いしておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） マスクの値段については、非常に今需要が多い関係でどうしてもそれぐらいの値段で販売されている、いわゆる市場の価格という意味では適正な金額になっているかと思えます。それで、私たち町の職員がどうしてマスクという話になりますと、実は住民の方からの訴えがあります。例えば、施設を、貸館などを受ける窓口の職員が「マスクもしないで対応をして」と、こういった事態の中でという御指摘を頂戴したこともございます。マスク自体は職員の身を守るというよりは、住民の方に安心して行政サービスを受けてもらうということが目的のもので、これを職務として徹底していきたくと総務のほうでは考えておりました。そういったことから、それを確実に執行する上では十分ではありませんけれども、1枚ずつは配付するのでそれは職員として必ずマスク着用を徹底してくださいというような意味合いでございます。そういった必要から配付をさせていただいております。先ほども申し上げましたように、後からもらっているんですね、紙のマスクの部分については。もう町とすれば、1日も早く職員にそれを着用させたいということから、業者のほうに発注を既にかけておまして、タイムラグがそこにあって、その後頂いたものは有効に住民の方々の活動に使っていただくということで利用させていただいております。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 2番目のラジオ体操に関連したところで、町としてそのいわゆる情報提供がどうなっているのかということなんだろうというふうに受け取りましたけれども、再三いろいろ御説明を申し上げておりますけれども、それが必要な方、例えば学校の休業であれば保護者の方、それから保育所の対応であればやはり保護者の方、そして社会教育

施設の休業、いわゆる公共施設の休業であれば防災無線でというふうな形で、必要な情報はそれ折々にお出ししているものというふうに私は感じております。それとそのラジオ体操が直結するものではないというふうに思っておりますので、もちろんそういったその冒頭の御指摘にもございましたけれども、体を動かす機会が減っているのです、そういったものを活用してしっかり体を動かしましょうということを周知したほうがいいということについては、それはまさにそのとおりだと思いますので、今後とも様々な広報紙なり、あるいはホームページなりを通じて、なお呼びかけてまいりたいと思います。

あと、場面、場面でのその対応マニュアルということで、先ほど来、総務課長申し上げましたけれども、その部署ごとに業務継続計画を作っておりますので、有事といいますか、職員あるいは利用者に感染者が出た場合はこういうふうにしましょうということで事細かに決めております。そこは、その部署の責任者がいれば責任者がしっかり指示してまいりますし、その責任者も健康観察の対象になったとすれば、残っている者がその部署で作った業務継続計画を見てしっかり指示をしていくというふうなことになります。そのために当課において、対策本部において各課で作った業務計画を全部集約して庁内の掲示板に載せておりますので、誰が見ても分かるようにというふうになっているということは御説明させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ラジオ体操の件は他県の岩手のほうでもそういうラジオ体操をやっているよというところも伺っております。だからそういうことが町民への回避、危機管理を回避していく1つの手段にもなるのかなということで申し上げさせていただきました。長引けば長引くほど学校の子供たちと同じで、いろんな健康弊害が出てくるわけです。それを補うためにも町民に注意喚起しながらそういうことを流すのも1つの町の役割ではないかなと思うので、ここであえて言わせていただきました。

やはりマスクなんですけれども、今歌津の業者でそれを低学年、高学年、先生方は大人ですからもう終わっているんですけれども、そして男女の色分けをして今、非常に縫っているんですけれども、学校が始まる前に学校に届けたいということでボランティアでやっている業者が、事業者がいます。その中で片や、そうやって町費を出して買って職員の、例えば職員の分みたいですけれども、果たしてそれでいいのか。職員の分だけでいいのかという気もしますけれども、町民の分が入っていないというような思いなんですけれども、まずは町民が先でないかなということをこの場を借りて言わせていただきます。

それから、休業補償の関係ですけれども、町内には歩いてないけれどもあるかもしれないということなんですけれども、ぜひここは連休だから町は閉めてますではなくて、相談にどうぞおいでくださいという形で声を拾い上げていくことが大事ではなからうかなと、相談したくても分からないという人たちもアンケート上もあるんですから、その辺は事業者の人たち、個人あるいはそういうところに真摯に向き合って、連休にもかかわらず町の職員はこうやってやっているんだなというところを見せていただくと町民も安心するので、幾らかでもほっとするのかなと思われまますので、その辺努力していただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（三浦清人君） 8番村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） 8番です。これまで前者の方々がいろいろと質問をされまして、私はやはりこのコロナウイルスについては、世界が経験したことのない今、大変な状況の中に置かれているわけです。そういう中で、町の町長を初め、対応している職員の方々も今まで経験したことのない状況の中で大変規則という縛りの中で苦労しているんじゃないかとお察し申し上げます。しかしですね、災害のときもそうですけれども、あの未曾有の大災害の中を乗り越えてもう9年が過ぎました。そういう様々な危機管理というものに対して、しっかりとみんな知識を持ってここまでやってきました。それがまたこの場面に来てコロナウイルスということで、本当に同じこういう大きな災害が10年もたたないうちにまた来たのかって、本当に心配しています。しかし、ここは皆さんがこれまで、私たちもそうですけれども、しっかりとこの危機管理を持ってこのコロナウイルスを乗り切っていくという強い気持ちを持つということが本当に今求められていると思います。そして特に、私が言いたいのは国家であれば元首ですけれども、私たちの町にとっては町長が最高責任者で今町を引っ張っているわけです。やはり心を1つにして、この難局を乗り切るということが私は一番大切なことだと考えております。いろいろものを申せばよろしいんですけれども、これまでのいろいろな苦労を無駄にしないように、これから先リーダーシップを発揮してもらうために町長から一言いただいて、私の質問とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先日、当時の南相馬市の市長の桜井さんという方がいらっしゃるんですが、この間コロナの関係で私のところへメールをよこしまして、とにかく大変でしょうけれども頑張っねというようなメールをいただきました。そのときに私がお返ししたのは、我々の9年前の震災で翌日からすぐ災害復旧事業に入れた、しかしながら福島の方々は

放射能という目に見えない敵と戦いながら大変御苦勞をしたねということでメールをしたんですが、その際に、目に見えない敵と戦うことの怖さということは今改めて我々は経験していると。そういう中で我々としてもリーダーシップを発揮しながらしっかり頑張っていく必要があるということで返信をさせていただきましたが、御案内のとおり東日本大震災から9年何とかここまでやってこれましたが、今度はまた今まで戦ったことのない敵と戦うという、そういう不安感を正直申し上げなければならないというわけではございませんが、しかしながらここは町民皆さんのお力添えをいただきながら、このコロナの難敵をいかに打ち勝つかということに皆さんと一緒になって頑張りたいと思いますので、どうぞ議員の皆さん方にもよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目。前議員の方たちも聞いていたんですけれども、マスクについて伺いたいと思います。そこで、前議員も言っていたような、買い取って配付するという、そういうことも行ったということで、そこで伺いたいのは随分前に台湾でなんかマスクを買い取って配給制にしたら混乱することなく、ある程度というか全ての人にマスクが行き渡ったというそういう報道がありました。そこで当町においても、私そういったことを聞いた時点で、小さな自治体ですのでやってやれるんじゃないかというそういう思いがあって今日まで来たわけですが、その配給方式なり台湾方式でマスクを町民の皆さんに配付させるという、そういう考えというか案とかはそういうのは一度も検討にならなかったのか、そのところをまず1点伺っておきたいと思います。

第2点目なんですけれども、商店街の連休中の営業について伺いたいと思います。安心・安全の町ということで、当町うたっているわけですが、前議員も言ったように町内の方を向いて商店街営業しているのか、それとも町外の方たちを向かって営業しているのか。実際今回のこの大きな騒動というか騒ぎの中で、今回の連休が試されるんじゃないかってそういう思いも私はします。そこで、当局、商工会、観光課含めて連休中の営業を全て休業するというそういう話というのが出なかったのか。近隣ですと、女川ではなんか休業するというそういう報道もありました。そういったところで商店街の連休中の営業について伺っておきたいと思います。

次に、連休中に、先ほど前議員も言ったように、休むと30万円給付金が出るという制度について伺いたいと思います。県で要請しているのが約2万9,000店と課長の説明ありました。町

内でアンケート出した方が519。そこで伺いたいのは、当町で30万円支給対象となったその指定件数、何件なのか。もしできれば、その指定となった事業所の名簿、ここでは無理というんでしたら後日でもよろしいんですけれども、そういったものが提出できるのかどうか伺いたいと思います。

それと併せて、今回この制度に指定される決定方法というか、そここのところを伺っておきたいと思います。例えば、自己申告なのか、当局なり観光課の方が親切に指定を受けませんかみたいなこの積極的な指導なりなんなりがあつての指定なのか、その点も伺っておきたいと思います。

次、学校の再開について、前議員もいろいろ聞いていたんで分かったんですけれども、私2点だけ伺っておきたいと思います。学校の再開においては、各自治体での判断というそういう国の決まりみたいですが、そこで5月の7日から再開するに当たって、給食等はどのようなになっているのか。

あと、もう1点。高校の再開もなされるのか。情報があつたら伺っておきたいと思います。

次、児童手当等の給付について伺っておきたいと思います。先ほど、プレミアム商品券の配付のときに答弁あつたんですけれども、DV等のあるような家庭での給付方法ということで、本町では今回こういった学校生徒等、家庭内にいて、都会では結構問題になっているようですが、当町ではそのDVによる給付方法に懸念というか問題はないのか確認させていただきます。

あと、10万円の給付について議長も言われたように迅速な対応ということで、例えばシステム改修という課長の答弁ありましたけれども、世帯数約4,500軒、人数1万2,000人。その中で人海戦術で対応できないのか。選挙の開票のときみたいな感じで、そういったことは難しいのか伺っておきたいと思います。

あと、2点なんですけれども、子牛市場で4月に58万5,000円、平均で63万円というそういう説明ありました。その差額5万8,000円。15頭に換算すると87万なんですけれども、この子牛に限らず第一次産業のこの生産現場で、課長説明あつた農林関係での5,400億の補正という答弁ありましたけれども、その補正の中でこういった差額の分は農家の方たちに補填されるような可能性があるのかどうか伺っておきたいと思います。

最後、PCR検査について伺いたいと思います。課長の答弁ですと、実施主体は今のところ県だということでの答弁、これはわかつたんですけれども、昨今、歯医者さんでも検査ができるという報道がつい最近出てきました。これもまだ分からない状態なんですけれども、将

来的に病院の歯科とか町内の個人の開業医等でもできるのかどうか、その点情報がありましたら伺っておきたいと思います。

以上。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 1点目は私から答弁させていただきますが、大体、台湾と町を比べること自体これはあり得ない話だというふうに思っています。基本的に台湾がなぜこのようになったかというのは、基本的には国家統制をしました。1月の時点で台湾でも御存じのとおりマスク不足が深刻でした。したがってマイナンバーといいますか、いわゆるそういうふうな方向の一番末の数字の奇数、偶数で月水金とかそのように分けながらマスク配付をしていった。基本的には、ほとんど週1枚とか2枚とかしか配れなかった。当時台湾がマスクを中国のほうにも出荷をしていたのを一切それをやめたということで、大分台湾もパッシングをいただきました。しかしながら、当時台湾のマスクの一日の日産量約180万枚でございましたが、何とかこれを増産しようということで国家を挙げてマスクを作り始めた。3月末にはこれが日産1,300万枚、今多分1,500万枚ぐらいまで上がっているというふうに思います。これは明らかに、国家としてやるべき、やったからこそできた話でございまして、うちの町がそれをしてマスクそのものがどこにもないんですから。その台湾の方式でどのようにやるかということについて、多分、多分というより間違いなく無理です。できません、そんなことは町村で。国家としてできる話であって、町村でできる話じゃないというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、商店街のゴールデンウィークの営業についてでございますが、当町の場合、ゴールデンウィークに営業自粛をしてくださいという要請は特にしてございません。営業自粛とそれからそれに対する支援策というのはセットであると私も考えてございますので、現時点でその対応策がないということもありますので、商店街側での対応については御検討をいただいたということになります。ただ、通常の営業に当たっても、やはりそういう感染の防止に対するような取組はきちんと手だてをしていただくということで、店舗の店先にマスクの着用であったり、消毒をお願いするとか、密集にならないような手だてということを掲示をいただくというふうに聞いておりますので、そういった対応をしていただくのかなというふうに思っております。

それから、2点目につきましては、冒頭に申し上げたんですが、県の制度の説明会が本日でございまして、現在、今職員がその説明を聞いているという状況なんです。手続については、

現在お示しをいただいているのは、市町村が各事業所から申請を受けて、その申請に基づいて協力金を支給すると。そこに対してその金額の3分の2について県が補助金を町に行うというような流れになっているというふうにお聞きしております。対象業種として42業種ほどですか、報道によりますとありますので、そこからどれくらい町に申請が上がるかというのは現在まだ申請前でございますので、しっかりとした数字というのは今現在はつかんでおられないということでございます。ただ、業種的に該当するのかなと思われるところは、60から100の間ぐらいかなというふうに見込みは立てているという状況でございます。なお、申請行為に基づく事業所の名簿の公開は現在は考えてございません。

以上です。

○議長（三浦清人君） 農家への補填。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 一次産業業種に対する補填というふうな部分で、先ほど農林水産省での補正予算の関係を若干触れましたけれども、実は昨晚、農林水産省のほうから、まだ閣議決定で予算審議中ですけれども、案という形でこのような支援策考えているというふうな部分の資料はいただいております。ただ、中身を見ますと一次産業が下落になった分を補填するというふうな補助金ではなくて、例えば、今後の経営体質の強化に充てる金額だったり、外国人実習生の雇用というふうな部分、あと先ほど子牛市場、肉の価格の比較表で説明いたしましたけれども、大分下落をしているんですけれども、その子牛ですとか肉牛にしましてはある一定の金額が下落幅が出ると、それを補填する制度が実はございます。銀ザケもそうなんですけれども。それに対して、要は漁業者、農業者負担の部分を支援するというふうな内容になっているというふうなところでございます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 御質問、児童手当という言葉が出てまいりましたので、児童手当の1万円の増額の部分という理解のもとでお話しさせていただきますと、児童手当についてはDV等々ももちろん御指摘ありますけれども、あらかじめどちらが、保護者に給付するものですから、どちらが頂くというのはあらかじめ決めておりますので、決まっている方に対してそれを上乘せという表現は余り正しくはないんですけれども、それで給付するというふうな制度になります。改めてそのDVなのでどちらかがもらうかということのをこれから考えるということではございません。

○議長（三浦清人君） PCR検査、歯科医とかなんか。病院か。病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） 病院歯科のPCR検査についての御質問だったので

お答えさせていただきますけれども、PCR検査の実施機関というのは宮城県で3カ所しかございませんで、それは先ほど保健福祉課長が御説明申し上げたとおりでございます。新しいニュースとして歯科医師もその検査ができるではなくて、検体の採取をすることができるということでございまして、検査をするわけではございません。医師の、今まではPCR検査を行うために喉だったり、鼻から粘膜を採取してということが必要なんですけれども、それは医師にしか認められていなかったのが、今度臨時的に歯科医師は直接患者さんの口を見て治療する施術になるものですから、一番その感染のリスクが高いということもあります。疑い例もやっぱりその中で出てくるんじゃないだろうかということで、その歯科医師にも医師が判断した場合、検査の検体の採取を認めるというような内容だと承知しているところでございます。

○議長（三浦清人君） 学校給食。教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 給食は、この資料の14ページ1の（3）に書いてあるとおりでございます。7日と8日は弁当の日といたしまして、給食は11日から再開ということでございます。それから、高等学校、志津川高校ということでよろしいのでしょうか。志津川高校。県立学校ですので、県内の県立学校皆同じ歩調を取るということで、再開する時期も同じだということでございます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 定額給付金の関係ですが、先ほど子供手当という部分での答弁を保健福祉課長が申し上げましたが、定額給付金については先ほどDV関係については申し上げたとおりです。ただ、勘違いしていただきたくないのは、あくまでも別居をしていて住所をしっかりと移していれば、その世帯にはしっかりと届くということになりますので、やむを得ず住所を移していないそういったDV被害を受けている方に対してはという前置きのもとでの御説明でしたので、そこは御理解いただければなというふうに思います。

それと、人海戦術を図りながら迅速な対応をというお話ではございましたが、いずれシステムを改修しないことには、その後の人海戦術も使えないと。まるきりシステムを改修しないで人海戦術でやっていくぐらいの、うちのほうにそんな余力が現在のところは残念ながらないと。これだけほかのいろんな課でもコロナ対策でいろんな形で動かざるを得ない状況の中、我々のような小さな自治体でなかなかそこまでの対応は残念ながらできない状況にあるのかなというふうに思います。県内の状況を見ても、半分ほどは現在の既存の課が対応していくということで、新たな対策室を設けた自治体の状況も見ても、県の発令でなっている自治体

がほとんどでして、実際に組織を作ることを目的にするよりは、次に早くでも住民の方に10万円を渡す方を既存の組織で考えていったほうがいいのかというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 第1点目、マスクの件ですけれども、町長大分詳しく国家統制ということで説明ありました。そこで再度伺いたいのは、当町でも同じような形でドラッグストア等に入るやつを全部町で買い取って、そして新たに配給するというそういう制度を私考え、思い、そういった思いで台湾方式ということをし述べたんですけれども、今回のように業者から買い取って配付する、同じような形でコンビニ等この町内全部仕入れたマスクを町から要請して、町で一旦買い上げてそして配給するというそういう制度ですと、何も町長先ほど言ったような国家統制まで行かないような形で町民の皆さんにある程度行き渡るような形でマスクを買うことができたんじゃないかという、そういう思いがありましたので。例えばドラッグストアとか量販店に夜あたりとか、今はそうでもないんですけれども、少し前あたりまで結構マスク探しで何も買わないでその棚を見ただけで帰るといった人も大分いたものですから、そういった形の配給方式も今後検討できるのか、全然できないのか伺っておきたいと思います。

商店街の連休の営業については、課長の答弁あるように問題なく開くというそういうことでわかりました。

あと、連休中に店を休むその給付金なんですけれども、まだこれ決定してないんですか。課長の答弁ですと、申請してこの事業というか確定するという、そういうことですので、なんか町内だと指定になって休むというような表示もあったような、ないような。そこで商店街の話に戻りますけれども、商店街も結構休んでいるところが多いので、そういったところに対象になるところは結構あるのかどうかだけ確認させていただきます。

あと、先ほど9日にアンケートを実施したということなんですけれども、そのアンケートの活用方法は現状の把握と相談のきっかけということなんですけれども、今回のこういった制度についての活用というか、どのようになされたのか。ただ見ただけであれしたのか、その点もうちょっと詳しく伺いたいと思います。

学校の再開については分かりました。

給付金の人海戦術なんですけれども、課長の答弁で難しいということで、これまたわかりました。素人考えには、1万2,000人分の帳簿なりなんなりを、先ほど答弁あったんですけれども、縦割りの行政を瞬間的って言ったらかおかしいんですけれども、そのときに集中してプロ

ジェクト作って、みんなで処理して、そして発送するというそういうこともできたんじゃないかと思うんですけども、やはり縦割りの壁は厚いのかどうか確認させていただきます。

子牛の市場に関しては、最低限まで行くとそれなりの補填するシステムがあるという、そういうことで分かりました。

PCR検査に関しても、素人考えにラジオのニュース等で聞くと、ああ、歯医者さんでもできるんだってというそういう思いなものだったんですが、今回事務長の説明ですと、検体を取るだけみたいな感じなんですか。実際判断というのはいできないのかどうなのか、そのところをもう一度だけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） マスクの関係、もっぱら職員の部分で総務課対応したものですからお答えしますが、現実、マスクだけでその予防というのにはやはり限界がありますので、いかにもそれで十分に予防が徹底されるということであればそういった方法も力を入れてやらなければならないのかもしれませんが、マスク自体は今、他人に広げないための必要なものとして利用されて、それが紙の不足部分については布マスクやあるいは手作りマスクみたいなものも今国内では随分普及してきていると思います。また、製造のほうも大分国内での製造会社も現れてきておりますので、情勢を見ながらそのマスクの需給ですね、調達できるようになってくるのではないのかなというふうに思っております、とりあえずここまで来ておりますので、今改めてその分を町民の方々に町が買い占めて施策として配給するというのは、ちょっと今すぐやる必要といたしますか、そこまで考えとしては及んでおりません。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 商店街の関係なんですけれども、その決定というのはこれからということになります。宮城県、それから先ほど町のほうが手続をするとお答えしましたので、実際そこには予算が必要ということになりますので予算措置をした後に実際には手続に入っていくということになります、ただ、実際に休業の要請とそれから飲食店等を中心に営業時間の短縮というところの要請をしているんですが、これ自体は4月25日から5月6日までということで、既にその期間が始まっているということでございますので、事前に県がある程度のその業種ということでお示しになったものを拝見して、自社で、私のところは該当すると御判断されたところは協力要請にお応えをするという形で現在休業をいただいているというふうに認識をしてございます。

それから、アンケート調査の活用方法ということなんですけれども、このアンケート記名で

御回答をいただいておりますので、回答をいただいた事業所の内容というのは把握できておりますので、実際に相談は必要だ等々の事業所についてはアプローチをしているというところでございますが、それ以外の情報がまだ不確定なところにつきましては、情報が提供内容として必要だというのがやはり資金とそれから雇用の関係ということでございましたので、そういったところを中心に情報提供を行っているというようなところでございます。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） PCR検査でございますが、検査と一くりに申し上げれば、もちろん検体の採取から結果の判定までということの流れの一部を行えるというようなことになったということございまして、現在PCR検査を行っているのは行政検査と言われまして、保健所が中に入りまして、その検体を検査機関に運んで行って、その結果を受け取るというような流れになっていると承知しておりますが、民間の検査機関等も出てきておりますので、その辺の流れが今後どうなってくるのかはちょっとまだ把握し切れておりませんが、現段階では必ず中に保健所が入って、その必要と認めた場合その検査が行われるというようなことになってございます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 人海戦術で早く支給をとという御質問でございますが、いずれ既存の組織の中でも一部分では全課体制で臨むということは担当のほうにも申し上げておりますので、それでも足りないときには総務課に相談するなど一日でも早い対応を進めたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

再開は2時55分といたします。

午後2時37分 休憩

午後2時53分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

10番高橋兼次君。指名いたします。

○10番（高橋兼次君） ありませんと言いたいところですが、せっかくですので、いろいろ出尽くしたというような感もあるようでございますが、先ほどもちょっとあったようでありますが、いろんなどころへそのコロナの影響が届いているわけでございますが、漁業関係者へも影響は出てまいりました。これから日がたてば相当顕著になってくるんだろうと思いますが、

その漁業関係者への今後の支援の在り方どのようなことを考えているかですね。

それから、何回も出ているようですけども、県の休業あるいは時短の補償について、今当町でもこれが実施されているのか、これからなのかどうか。それで、他市町では協力金のかさ上げなどもしているところがあるようですが、当町ではその考えはあるのかなのかですね。

それと、対象事業者についての支援はどうかという。その点。

それから、資料の中の特別定額給付金事業、これ案の概要であるようですが、4番の対象者ですね、基準日が昨日なわけですよ。それで、昨日において台帳に記録されている者ということではありますが、今日からその受付開始までまだ半月程度、おおよそ半月程度ぐらいある、あるいは給付開始まで1カ月程度あるのかなというような予想なんですけれども、その間に生まれた者あるいは他町から移転した者、これらについては該当しないのかどうかですね。これ案ですから、多少は変更もあるのかなという思いもあるんですが、その辺です。

それから、もう一つ。7ページ、これ税制上の措置というようなことではありますが、この2番の中小企業等の中の米印あるんですけども、令和2年の2月から10月までの任意の3か月間と、これ基準なんですけれども、これどのようなその内容なものなのか。この内訳ですね。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） コロナの交付金の関係での30万円のいわゆる協力金の支払いということの件でございますが、基本的に他町でもいろんな案とか出ておりますが、うちの町ではいわゆる休業要請あるいは時間営業短縮以外の部分、例えば今お話のように漁業の分野でも結構被害があるということ、コロナの影響があると。それから農業の分でも先ほど来、議論がありますように、いわゆるコロナの影響が大分色濃くあるということがございますので、当町ではいわゆるその休業要請とか時間短縮だけではなくて、そうした漁業関係、それから農業関係の皆さん方にもこういった支援ということについては、今制度設計の中で考えてございます。ただ、今ここでお話しできないのは、いわゆる交付金の関係が当町にどれぐらいの金額がなるかということについての制度設計がまだ明確に示されていないというのがございますので、今うちの中で、庁舎内ではそういった検討を積み重ねているということでございます。いずれ金額が決定をするという段階が間もなくまいると思いますので、その段階において南三陸町としての支援の方向性、いわゆる三次産業あるいは一次産業、そういった分野に対しても支援も、二次産業もそうなんですけど、支援をトータル的に考えていきたいという

ふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 全般的には漁業関係者への今後の支援の在り方という中では、今町長申し上げましたように全く考えていないということでは、これから考えるということではなくて、当町水産課独自の支援の在り方というふうな部分は案はあるんですけども、先ほどお話しているように農林水産関係の今後の補助事業の補助金の予算と照らし合わせたり、あとは漁協だったり、農協、同じような制度ございますのでそういった部分と協議をしながら支援を考えていくというふうな、具体的な支援については次回の議会等でお話していきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 県の協力金へのかさ上げということでございますが、現時点で町のかさ上げというのは考えてございません。その代わり、今お話にもありました臨時の交付金等々の財源を活用して、以後の対策に当たるような事業をちょっと検討したいというふうに考えているところでございます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 定額給付金の基準日4月17日以降の考え方なんですけど、4月27日以降に簡単に言えば住基の登録を行った方については、こちらでの対象ではなくて、例えば住基を移動する前の自治体での対応になるのかなというふうに思います。ただ、出生の関係とかいろいろ細かい部分あるんですけど、例えば4月の26日に生まれて出生届を4月の28日に提出するケースも、それは27日以前ですので対象になるとか、いろんな細かいその基準日においての様々な懸念されている事項が結構あるんですけど、まだ国のほうからその取扱いを明確に示されていない状況でして、そういった近日中には恐らく示されると思うんですけど、そういう統一的な考え方のもとでやっていく、実施していくことになろうかと思えます。なお、4月の27日という日は、補正予算いわゆる当該事業を国会に提出した日ということでの基準日のようでございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 協力金あるいはその支援内容、答弁の内容だと財源がまだ確定していないのでこれからだというような話ではありますが、財源に縛られることなく、これ相当なこれからどこまで続くかわからないような状態ですので、先ほど誰かが言ったように、町でも腹をくくって借金してまでも、これ町民を支援していく必要が出てくるんじゃないのかなと思

いますので、その辺あたりますます気を入れてやっていきたいなど、そう思います。

それから、4月27日、これも国から示されていないからちょっとはつきりできないということなんですけれどもね。やはりこれも該当させるような、ひとつ町の策を考えていただきたい。同じような境遇の中で生まれてきた子供を、それなりに今後町を背負っていく人間なんでね。生まれたときからそういう差別つけないで、多少のその日にちの誤差があっても、その辺はうまくやっていただきたいなとも思います。終わります。

○議長（三浦清人君） 11番星喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 先ほどから10万円の定額給付金の話が出ているんですが、スピード感を持ってということですが、町民税務課長、税金を口座振替している方が大分いると思うんですが、その人たちの口座番号というのはもう把握できていると思うんですよ。それが世帯主ということですから、多分国民健康保険税とかを納めている人はほとんど世帯主だと思うんですが、その方だと改めて届出なくても給付ができるのかなという感じがするんですが、いかがですか。それ1点と、もう一つは先ほど教育総務課長、3月、4月が32日間の授業の遅れで取り戻すのが大変だという話がありましたが、これただ単に32日ということじゃなくて、3月、4月というのは非常に期末、学期末であり学年末の非常に大事な時期だったと思うんです。学年の総仕上げであって、その辺を十分意識して配慮を持って、もし授業が始まったら取り組んでほしいと思っております。

そして、もう1点ですが、昨日から村井知事が入学や始業を9月に始めたほうがいいということで、私見ということで述べておまして、これに賛同する知事を募り国に働きかけるということを示しておりますが、これは町長ですか教育長ですか、これどう思いますか。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 町税の振替口座につきましては、その町税専用の口座でございますので、強制的に振り込むことはちょっとできないのかなというふうに感じているところではあります。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 口座につきましては、国のマニュアルでは水道料金とか使っているところなどは記載しなくてもいいですよ、こちらのほうで照会していいですよという話には一応なっていますが、それをやると支給は間違いなく遅れる状態になろうかなと思います。振り込んで欲しい口座に確実に記入していただいて、添付書類をつけていただいたほうが、照会する、回答を待つ、それから支払いの事務を執るという部分を少しでも削減するために

は既存の口座を使わないほうがいいのかなど。特に水道料金等はそうなると思います。

あと、収入という関係になるのかというお話。今回の給付金につきましては、いずれ収入扱いにはしないという、非課税扱いになるということでの全般的にはそういう取扱いもありますので、そういった関係の部分も少しPRしながら制度の運用に当たっていきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 学期末、学期始めの非常に大事な時期を通り過ぎたというところも配慮しろということで、その当時校長会でこういう意見が出ました。卒業式をどうすると。いろんな意見がありまして、夜遅くまでやったんですけれども、卒業式の意義というところをかなり議論をいたしました。最終的にはその子の人生だということで、今はその子の命を守るということを選択をいたしました。いずれコロナがほどけてきたときには、そういう大事なところも補いながらやっていきたいと思います。単にその32日間の埋めているところを授業時数を確保するという時間の帳尻合わせだけにはしたくないというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今日の新聞報道にも非常に唐突だというような御意見等も含めて載ってございました。教育現場については、教育長のほうからお話をさせていただきたいと思いますが、これまで長い知事とのお付き合いの関係で、ある意味知事の政治スタイルというのもこれまで見てまいりましたので、とんところ打ち上げるのは知事らしいと言えば知事らしいかなというふうな思いがありますが、これは基本的に教育現場のみならず社会全体を巻き込んだ議論というのは当然これ必要になってくるだろうというふうに思いますので、今回の問題で知事はこういったピンチをどうチャンスに切り替えるかというふうな、そういう視点の中でお話をしているようでございますが、いろんな各界の方々との意見交換をしっかりとやっぱりやる必要があるだろうというふうに思います。そういった中で、知事の考え方が前に進むのかどうかはともかくといたしまして、そういったやはり議論というのは十二分に必要だろうというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 私も私見で逃げたいなと思って発言させていただきますが、このやっぱり世界的には9月が新学期というのが主流だと前々から思っておりました。ただ、本当に突然というか、その話には本当に驚いているところでございます。子供たちが小学校、中学

校段階では4月開催でも変わりはないとは思いますが、やはり高校、大学と世界に羽ばたいていく子供たちが4月では、9月の欧米の新学期に遅れちゃうというか、半年遅れるというようなこともあると思います。ただ、冒頭お話をしたとおりの私見という話でさせていただきことと、突然というところがあって驚いているというところがあります。今そのまま9月に新学期を迎えると実際は世界のこの9月開催からすると、年齢からすると1年遅れることとなります。今、半年遅れている状態が1年遅れるとなると、それもどうなのかなという思いもございます。いずれ教育全体のことですし、町長さんお話したとおりの社会全体にかかわることですので、本当に今日、明日で決められるようなことでもありませんが、しっかりと議論が必要なことではないのかなと思っております。

○議長（三浦清人君） 星喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 私も知事のファンでして、今までもずっと応援をしてきた経緯があるんですが、まさに驚いているところでございまして、この知事の発言を見ますと、9月で合わせると地域間の学力格差がなくなると、そのように非常に緊急事態宣言の多分7都府県に配慮した考え方なのかなという感じが私はしているんですが、なんせ宮城県は仙台市を除く学力というのは、これまでも非常に低い水準を保ってきておりまして、逆にここでこの首都圏の学力に追いつくチャンスだろうと私は思うんですよ、逆に。これまで子供たちの休んでいる姿を見てきておりますが、9月まで休んだら大変なことになります。間違いなく。自分で勉強するというのは限界があると思います。これは何が何でもそっちの方向に走っていかないように、何とか町長、町村町会長としてもぜひ知事と話をしてほしいと思います。

例えばですね、例えばの話でいいのかな、もし知事が9月ということで宣言をしてしまってもそれぞれ市町村の教育委員会ではそれに従わなくてもいいということになるんですか。その辺だけ伺います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 学校を設置しているのは、町であり、町の教育委員会ですので、設置者の判断ということになるんだと思っております。

○議長（三浦清人君） ここでですね、皆さんにお諮りしたいと思います。今後予定されております、この特別定額給付金、要するに1人10万円の件とそれから児童手当1万円上乗せの件であります、30日の国会が通過すればその事業が施行するわけでありまして、その後、この南三陸町議会補正予算の審議という形になるわけでありまして、先ほど来、この10万円の関係につきましては企画課のほうでとにかく一日も早く皆さんに支給するべく、全課を挙げ

て対応していくというようなお話がありましたものですから、この件につきましては専決処分という形で認めていきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしですか。それでは、そういうふうに取り計っていきたいというふうに思います。

町長に申し上げます。特別定額給付金に関する予算を専決処分とされる場合においては、これを議会として認めざるを得ないものと考えております。生活困窮者に対し一日も早く給付がなされますよう、議会として望みます。

12番、13番、14番、15番の議員の皆さんに申し上げます。これからまたさらに全員協議会を引き続き開催したいと思っておりますので、いろいろとおしゃべりはしたいでしょうけれども、この辺で打ち切りたいと思っておりますが、御了承していただきたいと思っておりますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ありがとうございます。それでは、ここで町のほうからの説明に対する質疑を終わります。

執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩します。

午後3時16分 休憩

午後3時17分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

それでは、改めまして今後の議会としての対応について、御意見があれば伺いたいと思えます。議会として。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 先ほど申し上げましたけれども、私は議会としてもその町予算、町財政に対しての影響はこれ計り知れないものがあると思っておりますので、議会としても歳出削減という部分にはやはり協力する姿勢を見せる必要があるのかなと思っております。私の考えとしては、報酬について条例を改正して減額するというのではなくて、実費としてかかる旅費等について減額補正するということは今の時点で、年度始まったばかりであと11カ月の間に東京だとか大阪だとかへ行く用事ができたらどうするんだという議論ももちろんあると思うんですけれども、私は今の時点でそれはもし行く必要があったら実費で行くというぐらいの覚悟を持って削減してもいいのかなとは思っておりますので、そこを検討というか提案し

たいなとは思いますが。

○議長（三浦清人君） 研修費、旅費とね。（「そうです、はい」の声あり）ほかに。ほかに。

9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 先ほど議員のほうから研修費の削減ということですけども、これ寄附行為になるかどうか分からないんですけども、我々議員もそういった形ではなくて、どっちみち削減するんでしたら議員報酬のほうを幾ばくかとか削減、それこそ期間とかそれを限定してすることも、そうすることによってより町民に目に見える形で、ああ、議員も痛み分けをしているんだなというそういう思いが伝わるんじゃないかなと思いますので、その点も寄附行為に当たらない形で実現可能なかどうかを確認の上で進めていくことも大切じゃないかと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 3年間は議員報酬凍結っていう震災から町民が大変な痛みを受けているので議員もということで3年間議員報酬を上げないで来ました。やはり町民目線に立つには、やはり今回も報酬条例ですから当然何パーセントか下げるということになれば、条例の改正になるわけですけども、そうしたほうが町民に寄り添うという姿になるのかな。見えない旅費とかそういう研修費とかっていうものだと見えない部分が出てくるので、思い切って何パーセントかこれから考えていくべきで、それを減額の方向でやっていく、いったほうがいいのかと思います。

○議長（三浦清人君） 議員報酬の削減をという御意見ね。（「はい」の声あり）ほかにありませんか。

○7番（及川幸子君） ずっとではないんですけども、何か月分かという形で期間限定でということ。

○議長（三浦清人君） 期間を決めてね。はい。ほかに。高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 今、何人か意見が出ましたけれども、コロナウイルスで今急迫しているのは当町だけではありませんので、各市町村の歩み方を調査しながら、今の意見を考えていったほうがいいんじゃないかなと思いますがいかがでしょうか。分かりましたか。

○議長（三浦清人君） その時期を、周りの市町村を見ながらということですね。はい。ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、ただいまの、今までの4人の方からの御意見、3人かありましたけれども、4人だな。これから、今後この件に関しましての全員協議会をまた開きたいと思います。ここで

また議論をしたってね、なかなか時間までかかりますので、ただいまの御発言をされた件についての全員協議会を後日持ちたいと思っております。日にちにつきましては、議長、副議長と相談の上、決定したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） はい。では、そういうことで後日、また全員協議会を開催いたします。

以上で、本日の全員協議会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3 時 2 2 分 閉会